

第五十八回国会 商工委員会 議 録 第三十二号

昭和四十三年五月二十一日(火曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 小峯 柳多君

理事 天野 公義君

理事 海部 俊樹君

理事 中村 重光君

理事 玉置 一徳君

理事 内田 常雄君

理事 大橋 武夫君

理事 神田 博君

理事 小宮山重四郎君

理事 櫻内 義雄君

理事 塩谷 一夫君

理事 田中 六助君

理事 丹羽 久章君

理事 武藤 嘉文君

理事 久保田鶴松君

理事 多賀谷真稔君

理事 千葉 佳男君

理事 古川 喜一君

理事 吉田 泰造君

理事 近江巳記夫君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

外務大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

農林大臣 西村 直己君

通商産業大臣 椎名悦三郎君

運輸大臣 中曾根康弘君

國務大臣 (經濟企画庁長官) 宮澤 喜一君

出席政府委員

經濟企画庁調整局長 赤澤 璋一君

外務政務次官 藏内 修治君

外務省經濟協力局長 上田 常光君

大蔵省証券局長 広瀬 駿二君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

通商産業政務次官 藤井 勝志君

通商産業省貿易振興局長 原田 明君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 岩瀬 義郎君

大蔵省銀行局特別金融課長 小宮 保君

大蔵省國際金融局長 奥村 輝之君

参考人 (海外經濟協力基金總裁) 柳田誠二郎君

專門員 椎野 幸雄君

五月二十一日

委員水野清君及び松本忠助君辞任につき、その補欠として武藤嘉文君及び岡本富夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員岡本富夫君辞任につき、その補欠として伊藤惣助君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

海外經濟協力基金法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六四号)

○小峯委員長 これより會議を開きます。

この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

すなわち、先ほどの理事会の協議のとおり、通商産業省の基本施策に関する件、特に製鉄企業の構造改善等の問題について参考人から意見を求めることとし、参考人の人選、日時等については委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

○小峯委員長 海外經濟協力基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 私は、この海外經濟協力基金の改正案を審議する中でいつも感じるのですが、海外經濟協力基金の運営は、むしろ外務省であるとか、あるいは通産省であるとか、大蔵省、そうした省が実施省という形になると思うのです。これが生まれるときに外務省は、國際經濟の立場から外務省が当然所管すべきであるという主張をされた。一方、今度は通産省は、貿易為替管理のほうの立場から、これは通産省が所管すべきであるという主張であった。大蔵省は、これまた金融上の關係があるわけですから、それなりに大蔵省の所管が妥当であるというような意向が非常に強かったようであります。結局、俗なことばで言うとなわ張り争いというようになつて、落ちつくところ、中立的な省ということになりますか、經濟企画庁の所管にするということになった。ところが、具体的な実施の段階になつてくると、經

濟企画庁というのは直接的にこれを担当しない。ところが、この改正案を議することになつてくると、宮澤長官が当面の責任者として連日質疑応答に当たつておられる。長官もたいへん海外經濟協力というものの重要性ということを認識されて、見識ある答弁をしておられるということには敬意を表するわけでございますけれども、どうもこの經濟企画庁というのは實際何をする役所であらうか。なるほど設置法を見ても、それなりのことを書いてある。任務の第三条の中で、第四号に「經濟に関する基本的な政策の総合調整」とあるので、この海外經濟協力基金というのは総合調整ということになるのかどうか、総合調整という事になつてくると、どういうことを具体的にやっておられるのであらうか。海外經濟協力がほんとに、各同僚委員から指摘されましたように、各省ばらばらにならないうで、一本の強い線によつてその協力が強力に推進されておるといふこととあればよろしいのですが、私どもが知る限りにおいては、どうもそうした強い線、いわゆる一本化した形についての協力体制というものがなされていないように思ふのです。技術協力に至つては、これは資金協力というよりな面と比較をいたしまして、さらにこれはばらばらになつて、いわゆる連絡調整、総合調整というものは行なわれていない等々、考えてみると、どうもこの經濟企画庁というものの性格そのものに若干の疑問を私は感じるわけですが、長官としてはその点、これでよろしいとお考えになつておられるのであらうか。私は先般の商工委員会において、もっと強力な企画立案をし、これを実施段階に移していく上について企画庁の考え方というものが実施面に強く反映し、これを推進する役割を果たしていくというような体制が確立されなければならぬのではなからうかということをお大臣に見解をただしたこ

があるのでございます。そのときには大臣の御答弁はございましたが、私は満足しなかったわけでございますが、その具体的な法律案の審議をするにあたりまして、さらに大臣の見解をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 まづ経済企画庁の仕事のことでございませうけれども、大きく分けまして、一つは御指摘のように経済計画の策定でありまして、一つは経済調査、国民所得についての分析でありまして、そのほか、そういう系統の仕事が一つございまして、そのほか各省の総合調整という仕事がございます。この二つが本来の本体であつたと思ひます。これに加えて、ただいま御指摘のように、各省のどこにも属したい事務を所掌するといふようなことになつてまいりました。その一つは、たとえば水資源のようなものでございまして、もう一つは、ただいま御指摘になりました海外経済協力のような仕事であらうと思ひます。

それで経済企画庁の権限は、経済計画、これは時系列的な計画と、今度は地方的な総合開発計画のような両方がございますけれども、この点についての権限はなるべく強いほうがいいというふうに思ひますけれども、それ以外のたとえば調整権限といふようなものが実はあまり強くございまして調整になりませんし、水資源とか経済協力とかいふことになりまして、これは一種の権限争議のようなことで企画庁に来ておりますから、これも独自の立場で強い行政をやつていくといふことはできないわけでございます。ですから経済企画庁そのものが強くあつていい部面と、あまり強くないほうがいい部面と私は両方あるように感じております。

経済協力基金につきましては、確かにいまの行政機構というのにはあまりうまくできておりませんが、あまり機動的に動けないような仕組みになつておりますことは私もしつちゅうう感じております。せいぜい各省の意見を聞きながら結論を出していくといふようなことに努力しております。

るような現状でございます。

○中村(重)委員 経済企画庁としては、経済に関する基本的な政策の総合調整といふものが一番重要な柱であると思ひます。局長も通産省におられた赤澤局長といふベテランがすわつておられるが、ほんとうに力一ぱい仕事ができるのだらうか。それだけの分野が与えられておるのであるのかといふことを私は疑問に思つて、おろがあらば尋ねてみたいと思つておつたのですが、きょうはこれに触れたのですからさらに突っ込んでお尋ねしてみたいと思ひますが、限られた時間でございます。したがつて、いづれまた適当な機会にそのお尋ねをしてみたいと思ひますが、この海外経済協力基金、これは企画庁が所管をしてゐるわけですが、実際の運営をやつてみて、長官はどのようにお考えになりますか。私が指摘いたしましたような点があると思へば、当初実は生まれたときに申し上げたように、たいへんな争ひといふようなことであつたわけですね。ですから、その争ひの吹きだまりみたいな形で企画庁に持つていつたんで、それが結局運営の面においてうまくいっていないといふことになる。うまくいかせるためには、海外経済協力といふものを本来あるべき姿、それを受ける開発途上国からほんとうに信頼され、感謝されるという方向に推進をしていくためには、現在の姿でよろしいのかどうか。後刻総理も参りますから、総理の見解もただしてみたいと思ひますが、長官としてその点ひとつ率直に見解を伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 率直に申しまして、どうも現在の姿はあまりうまくないと思つております。

○中村(重)委員 それではということでお尋ねをしていくべきでございますけれども、時間の関係がございますから、その点はいずれまた適当な機会にお尋ねしたいと思ひます。

この経済協力といふことになつてまいりますと、非常に範囲が広いように思ふ。賠償であるとか、あるいは賠償担保の借款であるとか、あるいは

は緊急援助であるとか、あるいは長期信用供与、技術協力、企業進出といふものもあるのだらうと思ふのですが、船舶あるいはプラント類の輸出、こういうのが経済協力といふことになるのかどうかですね。経済協力といふことになると、確かにそれはそうだらうと思ふ。ところが経済援助といふ形でも表現されてきておるし、またそういう形で政府も説明をし、われわれとしてもいわゆる経済援助といふ形で判断をし、そういうことで質疑も進めてきておるわけですね。経済援助の定義は何かといふことですね。それをこの際ひとつ長官から伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 私どもが普通経済協力、経済援助は国民所得のたとえば〇・七％とかなんといふふうにお申上げております数字は、DACで認められた範囲のものを一応全部あげておるわけでございます。

さて、DACがどういふ定義をいたしておりますか、ちよつと私正確に存じませんので、政府委員から知つておりましたら申し上げます。

○上田(常)政府委員 DACでも経済援助あるいは経済協力といふものを正確に定義づけたものをまだ私知つていないのでございまして、一応DACでは後進国に対する資金の流れといふような形で事態を把握しております。それで大抵事務局があげました項目に従つて、各国それぞれ昨年度はどういふような支出をしたかといふことを報告して、それをまとめておりますのがDACの統計になつておるわけでございます。

○中村(重)委員 どうもはつきりしないのですが、DACのほうでそういうことだといふんだけれども、わが国が経済援助を進めていくのは東南アジアが中心になつておるわけですね。それで、いかにいふゆる開発途上国に対して特別のことをやつておるんだ、恩恵を与えておるといふような理解と認識ですね。それで相手国はどういふ受けとめ方をしておるのか。そこで経済協力と力のある方といふものはどうあるべきかといふことが当然私は出てこなければならぬと思ふ。こ

の経済協力のあり方にいたしましたとしても、アメリカ、あるいはヨーロッパ諸国、わが国とその条件も違つてゐるのですね。違つておるんだけれども、開発途上国といふのは非常に外貨不足に苦しんでおるわけですね。開発は何か何でも積極的に進めていかなければならぬ。問題のインドネシア等のごときは慢性化したインフレ、それから食糧不足といふのに悩んでおる。おぼれる者はわれわれもつかむといふ気持ちで、とにかく求めたい。ところが内心は非常に不満といふものを持つて、いわゆる信頼と感謝の方向ではなくて、その運営よろしきを得ないといふことになつてまいりますと、むしろ反感といふのが出てくるのではないかと、友好親善の方向ではない。そうなつてくると、肝心の経済協力、経済援助といふものがほんとうに本来のあるべき姿から逸脱しておるということも私は指摘されるのではないかと。ですから経済協力のあり方といふものはどうあるべきか、現在進めておることの評價と反省の上に立つて、この際ひとつ宮澤長官の見解を伺つてみたいと思ふ。

○宮澤國務大臣 戦後アメリカがヨーロッパに対するマーシャル・プランあるいはわが国に対するガリオア、エロア等の援助といふものをいたしましたが、これはあの段階でまず比較的純粋な立場での援助であつたように考えております。それからあと米ソの角逐といふものがございまして、米ソによる援助といふものが、お互いに相手を意識した、多少自分の勢力圏を確保しておくといふような時代がかなり続いたように思ひます。それから、それと並行いたしました、旧植民地を持つておつた国が、昔からの縁の続きで、独立をしてもなお援助をしてきた場合もあるように思ひます。ございまして。そうしてありますうちに、御承知のようにUNCTADのような動きが出てまいりまして、そしてプレビッシュなどは、いつぞやも申し上げましたが、援助といふものは、かつての植民地主義との関係で、先進国が発展途上国に対して償いをする、そういう性格のものであるといふような強い主張をいたしたこともございまして。で

すから、そういう気持ちが多かれ少なかれあるだろうということは想像するにたかたないわけですが、私もプレビッシュには、それは腹に置いておいて、そういうことはあまり表に出さずにやったほうがいいんじゃないかということも個人的に申ししたこともございます。わが国の立場といたしましては、やはりいつぞやも申し上げました、何度か繰り返して申し上げておきますように、平和憲法を希求する立場から申しまして、第三次大戦が起こりそうな原因を除いていくことが、その一番大きな原因は、やはり南北間の格差でございましょうから、これを解消していくことが世界平和につながると思いますし、わが国の憲法の目的にも合うという立場から、できるだけ純粋な立場からやっていきたいというのが基本の理念だと考えております。ただし、わが国自身が全くそういう人類的な立場でのみ援助をするほどまだ力がございません。援助と貿易とが多少からまり合ったような援助をしている場合が数量的には多いと思います。DACでもときどきそのことを指摘を受けておるわけでございます。しかし基本の理念といたしましては、やはり援助というものは一応そういう世界平和を希求するという根本理念に出なければならぬものではないか、こう考えておるわけでありませう。

○中村(重)委員 根本理念はおっしゃるとおりだと思ふのです。それじゃ、具体的にはいまお答えの中に大体出てまいりましたが、大臣のいまの考え方を私なりに解釈してみると、自分の国のいわゆる経済力に應じた援助というのが一応考えられておるのではないかと。これはDACの中においてもそうでございますし、国民所得の1%といわれておったのが、今度はフランス等の強力な主張によつていわゆる国民総生産の1%ということがいわれている。それが確立しておるのかどうか。そうなつてまいりますと、御承知のとおりわが国は国民所得の0.7%ということですから、相当な援助を拡大していくということではなれば、そうした要求にははるかに遠いものがある。

こういうことになつてまいりますが、いまのわが国の国力からいまして、いわゆる国民総生産の1%ということが可能なかどうか。もちろんこれは年次計画でもつてやろうというお考えの方ですが、その点はつきりしておるのかどうかというのを伺いたいということ、もう一つは、相手国の経済計画を確立させなければならぬのではないかと。なるほど相手国の主権というものは尊重していかねばならない。ならないのにはあるけれども、相手国のいわゆる自主性のみにまかしておいていいのかどうか。やはり援助する側の意向というものが、そういうものが有効に反映していくというようにお考えをいま考えられているのであらうと思ふのでございませうが、現在のようないま進めておる方向の反省の中で、この後はどうあるべきかということ、これはいま私どもが審議いたしておりますこの法律案の中にも当然具体的問題としてあらわれてきておるわけでありませう。それらの点についても考え方を伺つてみたいと思ふわけでありませう。

それからわが国の利益というものの、自分の国の利益をもたすということ念頭に置いて経済協力、経済援助というものが進められておるよう感じられるわけでございますが、その点の程度ここにウエイトを置いてお考えになつていらっしゃるか。まだいろいろありませうけれども、いま大臣の答弁の中から引き出されるものは、やはりそうした三つの柱というものが総合的にからみ合い、調整されていかなければいけないというふうなお考えの方にも受け取られるわけでございますが、基本理念はそのとおりであるといつても、具体的な協力のあり方というところについて、いま一度ひとつ考え方を伺つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 わが国の援助が国民所得あるいは国民総生産の1%に近づいていくということは、国際的にもゆるい約束ではあります。そういう大まかな約束があるわけでございます。ただそのときに、せんだつてもニューデリーの場でこ

れを国民総生産の1%云々という話がありましたときに、わが国のように経済成長の著しい国ではGNPの伸びが非常に大きいわけでございますから、その1%ということもさることながら、毎年援助の実額が相当ふえていっているということ、それはそれなりに、GNPとのパーセンテージではなく、実額が伸びていくということも相当評価してもらつていいのではないかと。わが国の代表が先般もニューデリーで述べておりました。これは私は確かに、要するにGNPの1%あるいは国民所得の1%というふうな考え方、先細りにならないようにふえていくという思想に立つておるのであらうから、わが国のようにふえ方が著しいところでは相当その点を買つてもらつていいのではないかと。わが国に考えておるわけでございます。

ただ国際的にわが国の援助についてございませう。批評は、その実額の伸びは確かに認めるけれども、どうもからい種類のものが多い、どっちかといへば商業的な色彩のものが多いといふことは始終批判を受けておるわけでございます。それはある意味でわが国の自身の利益というものとかなり近いところで援助が結ばれておる、もう少し遠いところで結ばれていわけですが、非常に間近なところで結ばれておるということで、批判が実はそこにあるわけではございませうから、わが国としてはまだまだ身近な利益というものと援助というものがおそろく先進国の中ではかなり近く結ばれておるのではないかと。思ひます。

それから相手国との関係でございませうが、われ自身も二十数年前にいろいろ援助を受けて、そうしてときとして非常に不愉快な思いをしたことをまだ忘れておりませんので、なるべく相手方の考え方を尊重してやるべきだと思ひますけれども、技術的にはやはりいろいろアドバイスをして、向こうもそうだと思つてくれる点もたつたあるわけでございます。それをバイラテラルにやることもございませうが、できるならば国際機関なりあるいはコンソーシアムなり援助を与える側が

共通の立場で相手方にアドバイスをしていくというところのほうが先方の自尊心なり主権なりを尊重するゆえんではないか、こういうふうな考え方をいたします。

○中村(重)委員 要求大臣は大体どういうことになつておりますか。どうも質問を進めていくのにやりにくいですが。

○小室委員長 運輸大臣は入つております。ほかの大臣はいま交渉中ですから……。

○中村(重)委員 運輸大臣には全体の関連の中からお尋ねしたいことがあるわけですが、いま外務大臣も大蔵大臣も農林大臣も見えてないようです。

そこで運輸大臣に、十一時二十分までということでございますから、全体の関連の中で質問したいのでばつんとした質問になるわけですが、フィリピンであるとかあるいは韓国であるとか、その他通商航海条約がまだ結ばれていない国がある。もちろんそれは通産省が主として関係ありますけれども、運輸省の関係というものもあるわけですが。だからこのことは非常にわが国の当該地に進出している企業にも重大な影響というものが具体的に出てきている。この点に対しては強力に推進をしておるとは思ひますけれども、なかなか実現をしない。韓国との関係におきましても日韓条約の締結の際、当時の三木通産大臣であつたと思ふのですが、強力にこれを推進しておるといふことを言つたわけですが。先般フィリピンでも問題が起つたことは御承知のとおりであると思ふ。この点運輸大臣としてはどのようにお考えになつていらっしゃるか。いろいろ船舶等の積み出し等におきましても、そうした条約が結ばれていないというところにおいての不利益というものは多々あるであらうと思ふわけですが、それらに対してのお考えをお聞かせ願ひたい。

○中曾根國務大臣 日本のような海運国は、通商の自由あるいは公海航行の自由というふうな原則を最も貴重な原則として順法し推進すべき国柄でございまして、そういう点から見ると、通商航海

条約、領事条約ができてないという国は、非常に不便であることは事実であります。しかし、実際の必要という面から見ると、両方とも、政治のワタを越えて商売の話というのは進むもので、たとえば、航空協定というものはない場合でも、商務協定をやったり、あるいは現実的にお互いがギブ・アンド・テイクで話をしてやるといふことはございます。そういう便法によって、いま暫定的に時をかせいでおるわけでございますが、やはり、政治、経済、文化、全面的にわたる友好関係のあたりに雰囲気の中で包んで、そしてできるだけそういう障害を解消していくということが、日本の外交やその他のやり方としては賢明だろうと思っております。単に商売だけというわけでは、なかなか進むものでないと思っております。政治、経済、文化、あらゆる面から友好親善関係を促進するといふことが非常に重大であると思っております。

○中村(重)委員 おっしゃるとおりだと思っております。だから、政治、経済、文化、そういう全体の中から、いわゆる友好親善を推進していかねばならない。その場合、便法的な形というようなことではうまくいかない。むしろ領事条約にいたしまして、韓国等も、御承知のとおりまだ結ばれていない、通商航海条約も結ばれていないと私は思います。日韓条約が締結をされてから、御承知のとおり相当の期間がたつてゐる。当時すぐ締結をされるというように伝えられたのだけれども、まだ今日に至るまでそのままだ結ばれていない。いま大臣がお答えになりましたような、いろいろな努力によって、それらの親善といふものは結ばれておるであらうけれども、やはり問題といふものは御承知のとおり出てきておるわけでございますから、その障害となつてゐるのはどういふことか。いま大臣がお答えになつたような、いわゆる便法という形で親善を続けていくといふことに限界があるのではないかと。それらの点に対して、具体的な形で結んでいないことに、いろいろ問題はお感じになつていらつしやらないのか、あるいは、そうした関係条約を結ぶ

ことについての見通しというものはどういふことなのか。

○中曾根国務大臣 発展途上国との関係において、一番考慮すべきはナショナリズムの問題だろうと思つてゐます。特に東南アジア諸国におきましては、長い間植民地下にあった経験もあり、先進国に対する非常な猜疑心といふものは当然あり、その立場はわれわれも深く了解し、同情しなければならぬことであらうと思つてゐます。したがって、西欧と普通のことで行なわれることも、発展途上国との関係においては、ナショナリズムの観点から特に考慮しなければならぬといふ要素も非常にあると思つてゐます。また、インドネシアその他において華僑が現地政府から弾圧を食つたり、いろいろしている情勢なんかも、われわれとしては他山の石として考へべきものでありまして、そういうナショナリズムといふものに対して、最大限の考慮を払つた通商政策とか文化政策とか友好政策といふものが一番大事である、そのように考えます。

○中村(重)委員 おっしゃるとおりなんですが、だから当然条約を締結することが望ましいことであることは間違いないのでございますから、私がそのことについて伺つたわけですが、時間の関係もございまして、いづれまた適当な機会にお尋ねいたします。

日中関係の問題について伺いたいと思つてゐます。大臣は日立造船所の船舶輸出に対して、いわゆる輸銀使用の延べ払い輸出は当然望ましいことであるし、そういう方向で主管大臣としては進めてまいりたいといふことを、たしか委員会における質疑応答の中でお答えになつたように記憶するわけですが、その点はいまも変わらなかつたということか。佐藤総理との話し合いも持たれたということでございますが、その点はどうなつておるか。

○中曾根国務大臣 政府もケース・バイ・ケースでこの問題は処理すると言ひ、あるいは総理大臣も吉田書簡を超越するとかいふような由のことを言われたさうであります。私もできるだけ周囲

の国々とは、隣人の道と申しますか、そういう世界に対して公明な、どこに出しても恥ぢない道徳的な要素を持った隣人の道を歩むことは望ましいと考へるのであります。貿易、文化、可能な限りそういう手を差し伸べていくといふことは、われわれの憲法にも合致いたしますし、国是でもあると思つてゐます。そういう観点からいたしまして、日本と中国間の貿易を促進していくといふことは、一面においては世界の平和にもつながり、極東の緊張緩和にも大きく貢献し、あるいはさらに日本の貿易発展のためにも非常に多とするところでもあるのであります。そういうわけで輸銀による船舶輸出の問題も、私はできるだけ推進したいと思つておりました。それには前に日立造船が向こうと話をしまして、ある時点までは話がうまく妥結しそうであります。ところが、途中でこわれまして、それが復活できるものかどうか、事務レベルで話し合ひをいま、してもらつておりました。その事務レベルの話し合ひの結果を聞いて、いろいろ総合的に判断をしてみたいと思つておるのであります。

○中村(重)委員 伝えられておる通りに、日立造船が、当時これは非常に意欲的であつたし、むしろ成約ができておつた。それが輸銀が使用できないといふので取り消しになつておる。だから日立としてはこれはぜひ輸出をしたいといふので意欲的だといふことは、これは新聞紙上にも伝えられておるところであります。いま大臣のお答えで、事務レベルでこれができるかどうかといふことを検討してゐるとおっしゃつたのですが、その事務レベルといふのはおそらく運輸省内のことであらうと思つてゐますが、できるかできないかといふ点は、どういふところでございませうか。

○中曾根国務大臣 事務レベルと申しましたのは、日立造船が、あるいはダミーを通じて先方といふいろいろ話し合ひをしてみて、条件に変化はないとか、値は上がるのか上がらないとか、そんないろいろの面について、向こうの意思を聞いてみる必要があると思つてゐます。あるいはそれ以外に先方からの要望や条件がついてくるかもしれない

せん。そういう実態を把握した上で考えませんと、こつちがねじりは巻きでやつてもひとり相撲に終わるということもあり得るわけですね。ですから環境や条件をよく調査した上で、できるだけ善意をもつて推進していきたい、こういう考えでおるわけですね。

○中村(重)委員 大臣のおっしゃるとおりだと思います。そこで事務レベルでいろいろ検討、折衝した結果、これは支障はない、こういうことになつてまいりますと、当然輸銀使用による船舶輸出といふものは可能であるし、またそれは実現をするのだ、させるのだ、こういう考え方であるのかどうか。

○中曾根国務大臣 事務レベルで可能であれば、当然私は許可してやりたいと思つてゐます。

○中村(重)委員 では運輸大臣はけっこうです。外務大臣がまだお見えでございませうが、しばらく時間がかかるようございませうから、政務次官お見えでございませうので、政務次官にひとつお尋ねしてみたい。

私がいつも感じておること、また委員会等においても政府の見解をたゞしておるのですが、海外経済協力、その中におけるいわゆる資金協力と相關関係を持つて強力に進められていかなければならぬのは、技術協力であるといふのは他の先進諸国と比較いたしまして低調であると思つておる。具体的にどういふ点かと言われれば、私なりにこの点非常に関心を持つて研究をいたしておりますから申し上げられるわけでございますけれども、時間の関係もございまして省略させていただきます。外務大臣もたいへん熱心に海外経済協力、技術協力の点については勉強していらつしやると思ふますから、ひとつ外務大臣の率直なお考えをお聞かせ願ひたい。そして現在のようない、低調であるといふことをお認めになるならば、どうしようとお考えになつていらつしやるのか。

○藏内政府委員

わが国の海外に対します技術協力の歴史はすでに十数年を経過しております。この技術協力が特に開発途上国については外交上も非常に大きな一つの柱になっておることは事実でございまして、これを今後とも最も有効に推進をいたしたいと思ひますが、過去に行ないました技術協力の効果が一体どのくらいあつてゐるのか、この追跡調査をしておく必要がございまして、そういうことで五十一カ国に關しまして調査をいたしました結果が、大体のところいま調査の資料としてまとまつておる次第でございまして、この資料をさらに検討いたしまして、最も有効なる技術協力の効果を發揮させる新しい方法をさらに具体的に検討を重ねようという段階にいま来ております。その検討の結果ができました上は、新しい方針を具体的に定めまして遂行してまいりたい、かように存じておるところでございまして。

○中村(重)委員

調査をしてそれをまとめていこうとおっしゃるのだし、前向きなんだから、私はそれはいいないとは言わないですよ。ところが、いまごろかと私は言いたいのだ。私も技術協力を強力に推進しろということをお願いしてまいりましたのも、これももう四、五年前からであります。御承知のように外務省所管がある、通産省がある、農林省がある、その他各省がこの技術協力についてそれぞれ所管事項によつて推進をしていらつしやると思う。その間において総合的な関連を持たせてこの技術協力を効果あらしめようという点については不十分であるということよりも、私はいま政府の進めておるそうした技術協力はきつめて低調といつていいのかわからない。いいのかわからない、むしろ適当な表現を求めにくいくらいに非常な憤りを持って政府の施策を批判しておるわけなんです。だから、外務省としては、諸外国との關係においての窓口でございまして、当然それらの苦情であるとか不満であるとかいうものを諸外国からいろいろ聞いておられるであらうと思う。その結果の調査であらうとは考えますけれども、その点のようにしよと具体的にはお考えに

なつていらつしやるのですか。

○藏内政府委員

先はば申しました調査の結果から一応概括的に申し上げますと、わが国の技術協力の全般的な評価はかなり高く評価をされておるといふやういふ点に見えていふところと思ひます。しかしながら、その中におきましてはいろいろの問題点がございまして、一その規模を拡大してほしいとか、あるいはまた徹底した協力体制がとられていない、その大きな理由をいたしまして、わが国から出ていきます技術者の身分の不安定であるとか、現地の風俗、習慣との違い等もございまして、安定した、要するに一生そこへ骨を埋めていくほどの体制というものがなかなかつくられていない、そういう点などがございまして、そういう一つ一つの部面を具体的に調査してまいりますと、かなりたくさん改善すべき点があるかと思ひます。しかしながら全般的な評価をいたしましては、かなり高度に評価されておるといふ事実をわれわれは認識をして、その高度の評価を文字どおり効果あらしめるための施策を今後具体的に考え直していかなければならぬ点があるかと存じております。

○中村(重)委員

技術協力のあり方について考え直していかなければならぬと思つておつしやるのだから、私は時間の關係もありましてそれ以上は入りません。なるほど個々の技術協力については、日本の技術は優秀であるとかいふことにおいてはの評価はあるかもしれない。しかしそれでこと足りるという考え方はいいけない。いろいろ研修生であるとかあるいはこちらから専門家を派遣してそれなりの研修をやつていらつしやる、それがどういふ効果をあらわしておるのかとか、また帰つてきた者がどういふことをやつてゐるか、そうしたものは総合的に追跡調査を含めた中で技術協力を強力に推進して、ほんとうに効果ある協力資金を協力と一体化した、いわゆる二者択一じゃないわけ、相關關係があるわけですから、そういうような形の協力体制を進めていかなければならぬ、私はそのように考える。関心を持つておるこ

とでございまして、いろいろと具体的な問題についてまだ申し上げたいのでございまして、時間的關係からはしることにいたします。

そこで、インドネシア關係について触れてみたいと思つてございまして、今日までインドネシアに対しては、日本としては経済協力を非常に積極的に進めてこられました。先ほど私は項目をあげて、日本がやつてゐる協力の具体的なことに触れたのでございまして、ところが、どうもそうした援助の効果というものがあつてない。このことは外務大臣も率直にお認めになつたところでございまして、どうして効果があらぬのか。その理由を外務省はどのように把握していらつしやるのか。その点ひとつ伺つてみたいと思ひます。

○藏内政府委員

インドネシアに対する技術援助を含めた広い意味での援助、わが国の協力、こういうものが効果をあげていなかった、それは一九六六年まで、いわゆるスカルノ政権時代までは、インドネシア側の受け入れ体制の不備とか、経済的基盤が非常に不安定であつた、そういう個々の事情がございまして必ずしも効果をあげなかつた、というよりもむしろ問題を投げた援助が一、二あつたことは事実であらうと思つております。一九六六年から今日まで約二年を経過いたしておりますが、約半年間の政治的空白期間を経過いたしました後のスハルト政権になりましてからは、わが国及びその他の諸国から行なつておりました経済援助、これは徐々に効果を發揮してきておるのではないかと、そういうことがインドネシアの経済上のいろいろな統計からも少しづつ看取されるのではないかとと思つております。たとえば物価の上昇率も、六七年と六八年を比較いたしますと、大体七、八倍のところから二倍ちよつとくらゐで下がつてきた。国の財政赤字も百六十億ルピアをこえておりましたのが五十億ルピア程度にまで減少してきてきた。さらに国際収支も、ごくわずかでございまして、だんだん黒字の傾向にある。こういうことを見ましても、一九六六年以後今日の政権になりましてからは、だんだん安定を示して

おると同時に日本を含めての外国からの経済援助も徐々に効果を發揮してきておるのではないかと。そういうのは政治的な安定、経済的な基盤、こういうものの相關關係がございまして、それらの安定とともに経済効果も徐々に發揮をしてくるのではないかと、かように判断をいたしております。

○中村(重)委員

スハルト政権下になりまして、確かに政権が安定化の方向に進んでおるといふことがいわれておる。いまあなたが答えになつたように、経済的にも政治的にも安定をしておるかという点については、見解の分かれるところでもあらうと思ふ。しかしいづれにしてもそうした方向にないといふことは、それは言えないと思ふ。だがしかし、いまお答えになつたような効果の面という点になりますと、私の調査では必ずしもそうではない。具体的に考えてみなければならぬ点があるであらうと思ふ。おつしやつたように、経済基盤の、いわゆる非常にインフレである、あるいはそのために国際収支が悪化しておるといふようなことですね。さらにいわれておるのは、いま輸銀資金によるところの商品援助というものがなされておる。その商品援助というのが、いわゆる企業、商社にまかして、そして輸入されるところの商品が一部のものに片寄つておる。それが大きなマイナス要因として働いておるといふこともいわれてゐる。さらにこの商品売却をして換金をいたしますその資金というものが、これも同僚委員から指摘されるところでございまして、軍人であるとかあるいは官吏の給料に充てられていく、そういうことで、肝心の開発援助というやうな形の効果というものはあらわれてない。あらわれておるとおつしやるならば、それでは具体的に、いままで計画され実施されてゐるはずの、いろいろなダムであるとかその他の施設というものが計画のとおり進んでおるのかどうかといふことになつてくると、政務次官も、進んでおるときはお答えになることはできないであらうと思ふのです。私は、この法律案の審議をするにあたりまして、商品援助というものを基金がしよといふこ

とに對して非常に批判的でありますのは、従来、輸銀の中において、輸銀使用によつて進められてきたいわゆる商品援助というものが、効果ある形において運営されていないという点、それを問題にいたしておりますから非常に批判的であるということであり、以上私が申し上げましたようなことに對して政務次官はどのように把握をしていらっしゃるか。

○藏内政府委員 この問題は、前に企画庁長官がほかの委員の方にお答えになったと思いますが、海外援助の形としては、やはりプロジェクトによる援助が主体を占めていくべき方向にあるかと思ひます。ただインドネシアの場合には、まだ経済的不安定の状態を離脱しておりませんために、まず安定をしたい、インフレを収束してまず安定したい、その上でプロジェクトによる開発援助のほうに逐次移行してまいりたい。こういうことでございまして、今後行なわれます援助も、このB E援助とプロジェクト援助のバランスの問題がいま検討されておる段階であることは御承知のとおりでございします。

○中村(重)委員 あとで外務大臣が参りましてからいろいろ問題についてお尋ねいたしますが、宮澤長官に一つ、これをあなたにお尋ねをすることが適當なかどうかということになりますけれども、基金の担当大臣でございしますからお尋ねをいたしますが、昨年の十一月にアムステルダムで債権国会議が実は持たれた。そのときにインドネシアから三億二千五百万ドルの開発資金というものを求められたということですが、またこの四月でございしますが、ロッテルダムで同じような要請というものがなされてゐる。この両会議において、関係各国はどのような反応を示してこられたのか、いろいろと同僚委員から、これと関連をいたしまして質疑がなされたわけでございしますけれども、その点、大臣御承知でございしますら、ひとつお答えを願ひたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 私も詳しいことはこまかく存じませんが、結局昨年三億二千五百万ドルと

いうような数字が出まして、そうしてアメリカとしては、他の国が応分の負担をするなら自分のほうとしては三分の一程度でございしますかというようなことを言つた段階がございまして、そして先月でございしますか、ロッテルダムの会議になつたわけでございしますけれども、ロッテルダムの会議では、第一わが国が最終的な態度を表明することができなかったわけでございしますし、そのほかアメリカ、ヨーロッパ、わが国のほかにも国際機関がどのぐらいの負担をするかということも必ずしも明らかでございしませんでした。そういうようなこともありまして、三億二千五百万ドルそのものが、これがもうみんなの受け入れ得る数字であるということも必ずしもはっきりしないことになつてまいりまして、それは一つにはそれ全部が商品援助ということでは必ずしもなくて、プロジェクトもあり得るであらうしうしうしたものですから、そこでアメリカとしては六千万ドル程度のコミットメントは一応根拠にあるのだと思ひますけれども、何かこうはつきり合意ができませんまにロッテルダムの会議が終わつたように私は報告を聞いております。

○中村(重)委員 それでは大蔵大臣が見えるところでございしますからそちらにお尋ねいたしますが、はつきりした承認というのか、そういうものはこの会議では決定をしなかつたと言われますけれども、インドネシアの一九六八年の予算の中に同額の三億二千五百万ドルが開発必要資金として計上されておるといふ事実であります。いわゆる必要外資という形で計上されておるといふことです。そうなるまいりまして、ある種の期待感ということよりも、むしろこれを形式的には決定という形はなされてはいないけれども、これをやはり承認するという意思表示がなされたのではないかと、いうように考えられる。その後のインドネシアの動きということから総合して考えてみますと、どうも私はそういう感じがしてならない。だからこの事実を長官が御承知なく通算大臣がおわかりになつていらつしやるならば、ひとつお答えを願ひたい。

○宮澤國務大臣 その点、先般のインドネシアの大統領はじめ閣僚が参りましたときに聞いたこととでございしますけれども、二億五千万ドル相当額のB Eを蔵入予算に見ておる、こういうことのようにございします。そのときに、実は私申しましたのですが、ドルをルピアにどういふふうに変換するかという換算率の問題が当然のことながらあるわけであらうと、まだまだインフレがおさまつたわけではございしませんので、換算率の適用いかん、それもむやみに高い率を適用しろというわけではございしませんで、ある程度リーズナブルな率をどういふふうに変換するかというわけでございしますから、そういうこともあるではないかと、いろいろを私申しましたところが、むろんそのこともしもいろいろ考へてゐるのであるという答へでございしましたので、多少その辺にはいろいろな弾力性があるのではなからうかと考へられるのでございします。

○中村(重)委員 どうも必要以上にそうした会議等において議題となり審議され、そしてまた日本だけじゃなくて債権国会議は全部が参加しているところとでございしますから、明らかにしていろいろなものがあるからにされないというところがどうも割り切れないような感じがいつも受けておるわけですね。率直にお話し願つてもいいのではないかと。佐藤総理が昨年の十月でございしましたか、インドネシアを訪問され、その際にこの三億二千五百万ドルのことについていろいろと話し合ひをされたであらうと私は思ふ。その一カ月後の債権国会議において、三億二千五百万ドルが必要外資なのだから、これをぜひひとつ認めてもらいたいということとを強く要請をされておる。なるほどそのときはその話を聞くにとどめたという形にはなつておりますけれども、実際はそうではないのであります。昨年十月にインドネシアを訪問されたときのスハルト大統領との話し合ひ、それから先般大統領が日本に來られたときの話し合ひ等については

後刻総理から伺うことにはしたいと思ひますけれども、いま提案されておるところの改正案とそうしたインドネシアの必要外資ということと、一億ドルの援助であるとかあるいは八千万ドルあるいは六千万ドル計上されておるといふような問題とは、直接的にはどうも法案の改正とは関係がないけれども、これが結びついておることは間違ひはないわけであらう。

そこで、いま予算の中には四百四十億円を計上されておる。それをいま私どもが審議をいたしておりますのは、これを商品援助にするというところが中心になつておるわけでございしますが、先ほど申し上げましたように、私はその商品援助というものの對しては従来の経過からいたしまして批判的であります。だからして、この商品援助というものがどの程度考へられておるのか、同僚委員から若干の質問がなされましたが、必ずしも明快な答へがなされていなかったやうでありますから、その点についてひとつお答えを願つてみたいと思ひます。

○宮澤國務大臣 わが国の援助の内容でございしますが、相当部分の商品援助があることは、これは法律さえ御承認をいただければさういふふうにしたたいわけとでございしますが、そのほかにプロジェクトが、先方との話し合ひの結果でございしますけれども、おそろしく何がしか入つてくる。場合によりましてまた食糧援助が入つてくるかもしれないと思つております。しかしこれらは、これから法律が成立いたしましたら交渉できる権限を私どもも持つわけでございしますので、これからの交渉でございしますし、総額そのものがきまつておりません。したがって、その内訳についても数字で申し上げることが現にできない。これはきまつていないからできないわけとでございしますが、相当部分が商品援助になりますことは、法律が成立いたしましたらさういふたいと思つておるのでございします。

○中村(重)委員 相当部分とおっしゃるけれども、もっと率直にお答えになつていいのじゃござい

いせんか。IMFから三億二千五百万ドル、その中の二億五千万ドルは商品援助に、七千五百万ドルは開発援助だというように要請というのか指示というものがなされておるのではないか。そうなるまいりますと、日本の援助も当然その比率によってなされるであろうと私は考える。そうしたIMFにおいて指示されておる、要請されておる内容を日本だけが自主的な形においてこれを変更し得ることが可能なかどうか、その点はお答えはできるであろうと思います。

○宮澤国務大臣 それは概してごもっともな御指摘でございますけれども、プロジェクトになりますと、つまりたゞいま、かりに三億二千五百万ドルを総体といたしましたら、七千五百万ドルがプロジェクトであろうとおっしゃいますが、そのプロジェクトにつきましては各国とも、自分のしかけた仕事でありますとか向こうから頼まれた仕事でありますから、御承知のようにおのの平等ではございませんで、たとえば三Kダムなら三Kダムというのでございますか、わが国に特別に關係の深いものがあつたりいたしますから、プロジェクトの数字は各国みんな平等にすべつと割れないわけでございます。ですから、わが国の場合でも、かりに総体がきまりました、そのうちプロジェクトの分がどれだけになるか、逆に申しましたら、自動的に商品援助の二五〇に對して七五の割合になるのじゃないかということは、必ずしもそうならないというふうな感じでございます。

○中村(重)委員 おっしゃるとおりだと思つてす。きつとは割れないと思つてすよ。しかし、IMFでそうした要請がなされておる、關係諸国はこれを承認する方向である、二億五千万ドルが商品援助であり、七千五百万ドルが開発援助である、こういうことになつてまいりますならば、大臣お答えになつたような点はありますけれども、大筋としてはそういう方向であるのではないかと、いかにことを申し上げたい。

それから、大蔵大臣からその六千万ドルの上のせについていろいろお話があつたわけですが、い

ま長官は食糧援助もあるからとおつちやつた。これはおそらくKRのことであろうと思つた。ところが食糧援助、いわゆるKRということになりまして、予算として二十五億圓を計上してゐるにすぎないはずである。二十五億圓であるということになつてまいりますと、これはほんのわずかな金額でございますが、これがインドネシアにどれだけの配分をされるのかということになつてまいりますと、たいした額ではございませんまい。してみると、三億二千五百万ドル、その中の、大臣お答えになりましたように三分の一であるということになつてまいりますと、これは一億ドル程度になる。ところがいま六千万ドルというのは、これは閣議決定をしたということも伝えられておるのだけれども、必ずしもそうではない。どこかの委員会において、実は大蔵委員会かどこかであつたと思ひますが、企画庁の担当者が積算の基礎として六千万ドルだということを答へられた。その六千万ドルというのが積算の基礎として出ているのでございますから、一つの既成事実みたいになつてゐる。それで大蔵大臣は、若干上積みされるかもしれないと言つてゐる。そしていま企画庁長官は食糧援助、いわゆるケネディラウンドにおける二十五億圓の問題を持ち出された。いろいろとお答へになるのだけれども、大体三億二千五百万ドルというのが承認をされておる。そして三分の一ということになつてくると、これは六千万ドルでは足りないということになつてまいりますから、八千万ドルなのか一億ドルなのか、これに對してはインドネシア政府は幾ら要求をしておるのか、これらの点についてはある程度確実な線に近いお答へができるのではないかと私は思ふ。この点は、いま大蔵大臣がお見えでございますから、大蔵大臣からひとつお答えをお願いしたい。

○水田国務大臣 インドネシアとの間でどれだけ日本が援助するかという額は、御承知のとおりまだ全然きまつておりません。これから両国の折衝をしてきめるといふことでございますので、いまのところこれはほんとうにきまつておりません。

○中村(重)委員 きまつていない、こう大蔵大臣がお答えでございますから、いやきまつておるだらうと押し問答をいたしておりますとも、時間が幾らあつても足りませんから、これ以上は申し上げませんが、肝心のこの商品援助ということに對して、私は先ほど来申し上げましたように適當ではない。これを商品援助にしなければならぬ、しかもIMFからのそうした要請があるというところになつてまいりますと、國際的な關係もあるであらう、だからして政府が商品援助をしようという提案をされたということも、そういう關係の中からはわかるわけでございますけれども、實際問題としてこれはできるだけ避けたほうがよろしいのではないかと、私は感じます。

それから商品援助をいたします場合に、御承知のとおり輸出銀行も従来商品援助をやつてまいりましたし、今度基金が商品援助をやつてまいりなつてまいりますと、この両者がこれを担当することになつてまいりますから、そこいらの關係も問題になつてくるのではないかと私は思ふ。これを調整をするのか、整理をする必要がないのか、それらの点に對してお考え方を、ひとつこれも大蔵大臣からお答え願つたほうがよろしい。

○水田国務大臣 援助の基本的なあり方として、やはり生産力と結びついてゐるプロジェクト援助のほうが好ましいことではございまして、商品援助はあまり好ましいものではないと思ふ。しかし、かつての敗戦後の日本もそうでございます。したうに、非常に物資に窮乏しておつて、インフレが激しいといううようなときには、一定期間どうしてもこの商品援助が必要となると思ひますが、そういう必要に迫られてゐるのが今日までのインドネシアでございましたので、したがつて、この商品援助はいたしました、できるだけ商品援助を減らしてプロジェクト援助へ切りかえていくという方向へ私どもも努力いたしますし、また受け入れ国のインドネシアもそういう方向へ努力すべきものというふうな考へております。

○中村(重)委員 あとの私の質問、輸出入銀行と基金と両方が商品援助を扱うことになつてまいります。だからこれは經濟協力基金というのは――大体政府借款を輸出入銀行が扱うということがどうも筋が通らない。これはやっぱり貿易の補完業務として輸出入銀行は當たることにおいていいのではないか。だからして政府借款、そういうものは基金がこれを担当するというのが商品援助はされる。この法律案が成立をするということになつてまいりますと、両者でございまして、これは一本にする必要がある。その点に對しての考へ方はどうですか。

○水田国務大臣 將來におきまして他の国の商品援助というふうな問題が起りましたときには、やはりこれはおつちやられるように基金においてできるというふうにしたほうがいいと思へます。が、今回の場合はもうインドネシアだけに限るといふのが私どもの考へ方ではございまして、將來はやはりそういうふうな基金で統一することがいいと私は考へます。

いま輸銀のほうでも商品援助を他の国にやつておりますが、これは條件が違ひまして、輸銀ベールにおいてこれはやれるという限りにおいていままで輸銀をやつたのでございまして、インドネシアの場合は、向こうの負担を軽くするといふ要請が非常に強いと思ひますので、したがつてこれは輸銀ベールではできないということから、本年度改正を願つてこの基金でできるようにするということではございまして、いまのところインドネシア一つしか考へておりませんが、そのほかの国でも同様の問題が起りましたら、將來はこれは基金で統一してやることはいいと私は考へます。

○中村(重)委員 他の国で同様なことが起つたならばというところでありますが、同様なことといふのはインドネシアのようないわゆる經濟危機という状態をさしていらつしやるのかどうかということですね。だからしてこれからは――今度はいンドネシアだけをお考へになつていらつしやるようではございませうけれども、一たんこういう制度がで

きますと、いまお答えになりましたように、他の国々も商品援助という形が必ず実施されてくるであらうと思う。そういう場合はインドネシアと同様なことがというお答えがございましたから、これはことばじりをとらえるのではなくて、たいへん重要な問題でございますから、この点はひとつ実施する条件として明確にしておいていただきたいということでございます。

○水田国務大臣 今後他国ということ言いましたが、いま考えられる限りにおいては、こういう要望の出る国はおそらくもうどこにもないというふうに私は考えております。

○中村(重)委員 それでは商品援助はインドネシアに限る、こういうことで理解をしてよろしゅうございますか。

○水田国務大臣 現在インド、パキスタン、セイロンに商品援助をしておりますが、これは非常に条件が違っていて、輸銀ベースで一般にできるという条件でございましたので、この三国に対してはただいま輸銀がやっております、この程度なら、輸銀で従来どおりやれるのではないかとこのように考えております。

○中村(重)委員 大臣、なるべく弾力性を持たせるのではなくて、そのつど国会においてその審議を求められたいわけですよ。だからしてどこでもできるのだという、できるだけ広い範囲でやれるような形にしておかないで、こういうことはひとつきちんとしておいていただきたい。またそのときの情勢において他の国にも広げていかなければならぬというときには、そのときにまたいろいろと相談をするということであつてよろしいと私は思う。だからその点は明確にしておいていただきたいというところが一点であります。

それから、いま大臣がお答えになりました中で、いわゆるこの商品援助をいたしても、できるだけ開発援助の方向へこれを使用していくようなことが望ましいというお答えであつた。そのことは、かりに六千万ドルとなりますと、六千万ドルのいわゆるB E証券というものが発行され

るであらう。それが発行されまして、それを買いますと、その証券を買いました商社というものが、自由に日本から物を輸入することができるということになってまいります。もちろんそれは中央銀行の特別勘定に入つてまいります。そこで今度は通貨の交換というように進められてまいります。つまり、官商長官が昨日の当委員会においてお答えになりましたように、何でも購入するというわけにはいかないということではございますけれども、やはりその指定された商品の範囲であるならば、どういふ商品を輸入するかということ

は商社にこれがまかされることになってくる。従来行なわれてまいりましたような一部の商品に片寄つてくるということになりますと、それはインドネシアの国民生活にもほんとうの潤いを果たさないという形になってくるのではないかと、私はいろいろの弊害というものが出てくるような感じがしてならないのであります。さらにまた占領下においていわゆるガリオア、エロアということ、見返り資金特別会計というものがございました。ああいうようにGHQが絶対的権限を持つて、これ以外には使つてはならないのだ、こういうことができるならばよろしいでございます。よろしくけれども、これはそうはまいりません。あまり干渉すると、内政干渉であるとか、いろいろと国際的な問題も出てまいるわけでありまして、したがういまして、従来行なわれたような形というものが、これは、いろいろ今度は新しい制度、方法を考へておるようでありまして、従来のとおりにはいかならぬとございまして、いわゆる給料であるとか、なにかとこのように従来どおり使われてきたが、その点はチェックされるということはある程度は期待されるのでありますけれども、いわゆる開発援助によりますように、はつきり計画のとおりに進められておるかどうかということ把握することとはなかなかむづかしい。それらの点において、商品援助というものは、ほんとうにその国の経済発展、経済安定をはかることにおいて出てまいりますところの民生の安定というように期待とは非

常にほど遠いと申し上げてよろしいのか、期待どおり行かないという面が弊害としてどうしても出てくるのではないかとこのことを心配するのであります。そうではないかということをお確かにお答えできるのかどうか。

○水田国務大臣 私は、おっしゃるとおりだと思います。したがつて、今後はこの商品援助につきましては、インドネシア国も見返り資金制度をつくらうということになっておりますし、それによつて、だいたふ事態が改善されると思ひます。

また、その援助がどういふ効果をあげておるかということは絶えず追跡してみなければならぬ問題でございますが、これには、一國だけが自分の出した援助の行くえを追及して効果を見るというやうなことはいろいろむづかしい問題を起す。すのでIMFとかあるいは世銀とか、国際機構の手によつて、この援助の効果を常に見てもらつて、そして助言してもらつていふやうな方法をとることが一番いいと思ひまして、インドネシアに對しても、そういう国際機構も、今度はこれについていろいろ協力してくれるということになっておりますので、事態は相当改善されると考えます。

○中村(重)委員 先ほど私が申し上げました商品援助はインドネシアに限る、これは法律案として提案されるという形ではございませんけれども、少なくとも何らかの形において国会の了承がない限り、インドネシア以外の国々に商品援助を拡大していくということはあり得ないというように理解してよろしいのかどうか。この際、きつぱりお答えを願つておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 当面、この基金を通じてこのやうな商品援助をしなければならぬという国は、いま頭に浮かびませんけれども、法律のたてまえから申しますと、これはインドネシアだけに限るものではない、こう考えております。

○中村(重)委員 だから、それは私が申し上げた、これを拡大するということになつても、別に法律の改正の必要は出てまいりますまい。だけれ

ども、何らかの形において国会に相談をしなければ、これは、他の国々にも商品援助を拡大していくということはあり得ないと理解してよろしいかどうか。先ほど大蔵大臣からも、ほかの国にはそういう必要はないんだというお答えがあつたわけでありまして、ほかの国々にもこの制度を適用しなければならぬというやうな情勢が生れまされた場合、政府が、これは一つの行政措置でございますから、やれるわけでございますから、そういう形でやろうとお考えになつていらつしやるのかどうかということなんです。

○宮澤国務大臣 私は、率直に申しまして、いま考えているものはもちろんございせんし、インドネシアのやうな状態になるべくよその國がなつてもらいたくないと考へておりますけれども、しかし、可能性としては、これは可能性が絶対ありませんというのを申し上げるわけにはまいりません。もしそういうことが起こつた場合にどうするかということでございますが、私は、それは行政府に關する限りは行政府限りで処置してよろしいことであらう、こう考へております。

○中村(重)委員 それはわかりながら質問しているのです。だからして、行政権に介入しようとは考へていない。だけれども、いまインドネシア以外はある得ないというものであつたのだから、それでは、何らかの形で申し上げたのは、その意味であつたわけでありまして、ですから、商品援助は好ましくないという考へ方の上に私は立つておりますから、いろいろ弊害として出てくる問題に對しては、先ほど水田大蔵大臣からお答えがあつたわけでありまして、その点に對しては考へ方の違いがないわけでございますから申し上げておるのであります。しかし、時間の關係がございまして、農林大臣に簡単に尋ねをいたします。開發途上國に對して、これは東南アジアという形になつてまいりまして、インドネシアが中心になることは言ひまでもないわけでありまして、けれども、この農業開發援助ということに對してどのようにお考へになつていらつしやるのか。私が

持つておりますところの資料によりますと、たとえば農業開発基金の創設であるとか、プロジェクトベースの農業開発協力の開始であるとか、東南アジア諸国に対するいろいろ具体的な援助のあり方というものが考えられているようでございますが、それらの点に対して、いわゆる日本の国内農業との関連の中において、開発途上国における農業開発に対するところのわが国としての考え方というものをひとつお聞かせ願いたい。

○西村国務大臣 東南アジア、特にインドネシアを中心に考えてみますと、食糧の不足、これが非常に慢性化している。そこで、経済開発をその国が進めるといふこと自体について、必要な外貨をそれによって食われてしまう。言いかえますれば、経済開発を制限される。こういう意味から、米の輸入がどうしても多い。したがって、こういうような国の政治経済の安定のためにも、食糧、特に米の増産ということについては必要だということに私も考え、また、御説もそうではないかと思ふのであります。そこで、米の増産を中心にした経済協力といふことが、農業協力を申しますか、特に技術協力を申しますか、こういうものをやはりわれわれとしては積極的に進めてまいりたい、これが一つの考え方でございます。

○中村(重)委員 農業協力のあり方という形においていまお答えがあったわけですが、なるほど、インドネシアは米が非常に不足している。そのことがインドネシアの国際収支を非常に悪化させているところの、一つの要因でもあるということがわかるのです。ところが、インドネシアのように未開地というものが非常に広大なところに、いわゆる米作一辺倒というふうな形での協力というものが好ましいのかどうか。たとえば、輸出農作物であるところのゴムであるとか、あるいはヤシであるとか、あるいはお茶であるとか、いろいろとわが国と競合しないものについて、アメリカと輸入地域を転換するといったようないろいろなことが考えられる。それらの国々に対しての農業協力のあり方、開発援助というものに対して、い

ま私が申し上げたような点に対して、具体的にどのようにお考えになっていらっしゃるのか。

○西村国務大臣 もちろん中心は米でございます。しかし、インドネシアは、御存じのとおり、非常に大きな地域が島嶼的に散在いたしております。また、地域によって気候その他条件が相当変わっております。したがって、それに適するような形での農業の開発が行なわれることが望ましい。ことにわが国の農業との関係におきまして、飼料、わが国も、これにつきましては、自給飼料をなすたけふやしたいと思ひますが、特に、他の国から買っているものを、できればそういう開発の輸入形で——たとえばトウモロコシ、そういうようなものが東南アジア、特にインドネシア地域において生産され、増産されて、これをわが国が受け入れるというようにことが好ましいことだと考えております。

○中村(重)委員 時間が参りましたから、最後に……これは外務大臣が御出席になったところである。いろいろお尋ねしたいことが多々あったわけですが、決して政務次官を軽視するわけではございませんが、同僚委員からの質問に対しては外務大臣がお答えになったようなことと関連して私は質問したかったのです。蔵内次官はずいぶんがんばっておられるようですが、大臣はまだ御出席がない。そこで、後刻総理が参りますから、適当な機会にお尋ねいたしますが、ただ一点、あなたにお尋ねするが、インドネシアの政治経済に対して大きな影響を与えているのが、いわゆる華僑の存在であると思ふのです。私もインドネシアに対することの経済協力を進めていく上において、インドネシアの政情であるとか、そうしたインドネシアに大きな影響力を持つておられる華僑の存在を無視するわけにはまいらない。だからして、スハルト政権の中においてはこの華僑をどのように処遇しておられるのか、この影響というものは現在どういふことなのかということについてお答えを願いたいと思ひます。

○蔵内政府委員 一九六六年の九月三十日のクイダーの前後には、非常に国民感情をいたしまして、いわゆる反中国の空気が横溢をいたしました。そのために、一部の民衆等によりまして、華僑に対する相当なる圧迫が加えられたことは事実でございます。しかしながら、スハルトの政権に入りましてからの政府要路は、インドネシア経済における華僑の力というものを十分認識しておりまして、華僑に対するその後の取り扱いには正鵠を得ておると私は判断をしております。

○中村(重)委員 それでは具体的にどういふことかというところをお聞かせ願いたかったのでございますが、その華僑というのはインドネシアの経済とかあるいは流通部面の約八〇%の支配をやっておるんでしょう。人口においては一億一千万の中の三%、約二百七十万程度といわれるのでござい

ますから、人口は非常に少ない。その少ないところの華僑が八〇%の経済支配をしておるといふことは、これはインドネシアに対することの経済援助を進めていこうとする日本としては、これを重視していかなければならない。現在どう処遇しているか、いまあなたが答えになったような、そういうような、うまくいっておるようだというような、そういう簡単な受けとめ方ではよろしいのかどうか。中国人問題の機関というものができておるといふことも承知しておる。だがしかし、やはりこの華僑に対しては、反インドネシアというふうな認定をいたしますとこれを追放するというような非常に行なわれてきている。それがいわゆる地下活動をやっていけるといふ共産党の活動というものと結びついていくというふうな形において、インドネシアの政情というものは、必ずしも政府がお考えになつていられるように安定をしていられるという安易な受けとめ方は私は危険であると思ふ。だからそれらの点に対してはもっと十分にひとつ調査をし、把握して、せつかくインドネシアに対して経済協力をされるなら、それに対して有効な、先ほど基本理念として宮澤長官がお答えになりましたように、ほんとうに平和な、有効な形が実現

をされますように、私は積極的な取り組みをされる必要があるであらうと思ふのであります。

あとで午後総理が出席をしていただきます際に、なお基本的ないろいろ問題についてお尋ねすると思ひまして、一応保留して質問を終わりたいと思ひます。

○小室委員長 午後零時四十分から再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時一分開議

○小室委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。堀昌雄君。

○堀委員 実は私、昭和四十一年の三月十一日の本会議で外為法の一部改正の案件のございましたときに、このDACに關係する問題を取り上げて質問をいたしました。

そのときに私が申しましたことは、御承知のようにDACの、国民総生産の百分の五をひくとつ援助に回せという決議が出たわけでありましたけれども、私は日本の状態というものは、なるほどGNPはどんどん大きくなつておりますけれども、きわめて不均等な発展をしておりますから、必ずしも西欧の先進諸国のようなバランスのとれたかつこうでの成長の中心というものではないので、この点、安易な形で百分の一のことを考えるのは無理ではないか、こういう問題提起をいたしたことがございます。

御承知のように、西欧の先進諸国の経済成長率に比べて、日本は今日も依然として異常な高度成長を続けておるわけでありまして、樹木の場合でも、急速に大きくなる木というものは大体中がやわらかい。ゆつくり成長するものは年輪がしっかり締まつていて、充実をした木質になる。樹木の場合でもそうでありまして、ましてや、日本のような高度の成長というものは、ウドの大木というほどでは

〔委員長退席、宇野委員長代理着席〕

○宮澤國務大臣 先ほど外務大臣が言われましたな

第一頁第九号
街工委員會議錄第三十二号

○堀委員 私、特に今度インドネシアの問題を調

○三木國務大臣 援助といふものに徹すれば、堀

昭和四十二年五月二十一日

金の切れ目が縁の切れ目という感じがいろいろな

日本は賠償でインドネシアから留学生を受け入

○上田(常)政府委員　お答えいたします。インド

○上田(常)政府委員　お答えいたします。ちよつ

Table 1

Variable	Mean	SD	Min	Max
Age	67.8	9.0	45	85
Gender	Male = 50%			
Marital status	Married = 60%			
Education	High school or less = 40%			
Income	\$10,000 or less = 40%			
Health status	Good health = 60%			
Living alone	Yes = 30%			
Depression	No depression = 60%			
Loneliness	No loneliness = 60%			
Social support	Low social support = 40%			
Life satisfaction	Low life satisfaction = 40%			

ジェットなら出すけれども、国の中で、そういう

に、例の保険の問題とか、政治献金の問題だと

て、真意から東南アジアの諸国に対して、われわれ

も、この承諾率と実行率の間にかなり開きがあり

Trial	Control	MCI	AD
1	95	85	75
2	95	85	75
3	95	80	70
4	95	78	68
5	95	75	65

で輸銀の運営で私どもがやっておりますのは、輸銀の資金コストをやより五分を中心にしてそれ以下になるという運営は輸銀としてはなかなか無理だというような形に資金構成の關係から大分と云うふうな幅があるにしまして、実際にいいては運営はいままで五分何厘ということを中心にしてまいりましたので、それ以下はいまのところはやはり輸銀としては困難ということになるだらうと思ひます。

○堀委員 大臣、いま業務方法書で四%から七%と言われたのですが、いま私どもが問題にしている外国法人等に対する輸出資金の貸し付け及び債務の保証に関する業務方法書には、利率のところは「輸出入市場の開拓または確保のための緊要度、償還の期限、長期の国際金利その他の事由を勘案して定める。」とあるのです。これは条件はちつとも書いてないのですよ。外国向けのものは期限も書いてなければ、据え置きも書いてない。金額も書いてない。その条件によつて勘案してきめると業務方法書には書いてある。だからあなたの言われたように四%から七%、一般のほうだけのことは書いてある。これは別に定めると業務方法書で書いて、その別に定めた業務方法書の中身は、何も条件は書いてないのです。書いてないなら、四%まではよくて三・五%はいけないというのは理由にならないのじゃないですか。どうですか、大蔵大臣。

○小宮説明員 業務方法書の技術的な問題につきまして、私から御説明させていただきます。いま堀先生おっしゃいましたように、日本の輸出入銀行の業務方法書は何通りかに分かれておりまして、普通一般に使っております業務方法書には先ほど大臣から御説明申し上げましたように、四ないし七%ということになっておるわけでございます。直接借款につきましては、ただいま先生お持ちになっていると思いますが、別の業務方法書がございまして、その中には確かに金利についての具体的なたとえば何%というような規定は書

いてございません。ただ、通常の商業ベースの延べ払い金融等の場合でありますと、たとえば品目によりないしは日本の輸出先の市場等によつて一般的な金利というものが程度想定されます。もちろん幅はございまして、経験率として一つの水準が考えられますけれども、まあ直接借款の場合には結局一つ一つの融資が相手の国が違ふわけですから、融資条件と申しましても一律的にきめることができない。つまりそのときどきの外交政策なり貿易政策によつて個別にきめていかざるを得ないということがございまして、そこら辺の規定が抽象的になつてゐる。別にそのこと自体は運用にあたりましてルーズになつてゐるという意味ではございせんけれども、規定の態様としてはそうせざるを得ないというふうに私どもは理解しておるわけでございます。

○堀委員 だから私が言つてゐることは、金利を明示してない限りは、業務方法書で金利を明示しなかつたというところは、何も四%以下はできないということにはなつてないのじゃないかということとを聞いてゐるわけです。いま課長が言うように相手方の条件によつてきめるわけですから、要するに三・五%のソフトローンにしてくれというなら、リファイナンスなら四%はできて、いまの五%ぐらいにしたいというところはわかりますけれども、原資の關係で五%にしたいのを四%でリファイナンスを出しているなら、三・五%はいけない理由はないのじゃないか、こう聞いているわけなんです。これが今度の法案の最大の中心なんですから、できないことではないと思うのです、やらないということ。この法案を出した理由というのはい体何ですか。

○水田國務大臣 それは先ほど申しましたように、資金構成の問題もありましたが、もつぱら資金構成の問題で、輸銀に対して一般會計から無制限な繰入れをしようというわけにはいきませんので、したがつてやはり輸銀の融資については、資金構成において一定の限度がある。そういうしきと、融資条件についても輸銀として可能

であるというおのづからそこに基準もできてきますので、そういう点から申しまして、インドネシアの経済援助というふうなものは、すでに輸銀においては困難であるということを考へて、この基金によつてこれをできるように、可能にしようということをお考へたわけでございます。

○堀委員 そうすると、大蔵大臣ここで確約をしていただきたのは、今後四%以下になるソフトローンは輸銀ではやらないわけですか、やりますか。どつちですか。輸銀でもしやるのなら、この法律を改正する必要はない。やらないのなら法律を改正しなければいけません。どつちですか。そこだけはつきりしてください。

○水田國務大臣 ソフトな条件の援助は、やはり今後輸銀ではやらないようにしたいと考へております。

○堀委員 いや、ソフトな条件だつて、私ははつきり四%と区切つたわけですから、四%以下の要するに借款その他はやらない、もう一べん答えてください、やるのかやらないのか。

○水田國務大臣 はつきりやらぬということも私は言えないと思ひますが、たとえばインドネシアのように援助額が非常に大きいというふうなものは、輸銀においては資金構成の問題から見ても非常に困難だということも言えますが、どんな小さなものでも何でも四%と名がついたらもう輸銀ではやらない、こういう原則はまだ立てられぬと思ひます。

やるのかということになれば、輸銀では今後やらないということをはつきりしない限り、われわれはこの法案の審議にこれから協力しませんよ。そんなばかなことを、輸銀でもやれるんだというときに、こつちの基金法もやっておいて、あれもこれも自由にかつて氣ままにやろうなんということ、これは問題があります。

さらにもう一つ、この点ちつと伺つておきたいのですが、資金運用部というのは金が余つてしよがないのでしよか、どうでしよか、いまの資金運用部資金というのは。

○水田國務大臣 決してあり余つてゐるわけではございません。

それからいまのその前の御質問でございすが、私は、四%というものはやらぬのかといひましたら、それは言えないと言ひましたが、四%未満という条件は、やはり今後輸銀ではやらないと思ひます。

○堀委員 それならけつこうです。四%は実績があるのですから、よそから言われたときに四%で出さなければならぬ場合もあるでしよが、要するに三・九%以下ですね、以下のやつはやらない、これははつきりましたから、この点は確認をいたします。

そこで、実はこの基金の予算と実績をちつと見ていて、非常に驚いたことがあるわけなんです。というのは、基金は四十二年度から四十三年度に九十八億五千九百万円の繰り越し金があります。調べておきますと、この年度の借り入れ金というのは実は七十五億円借り入れてゐるわけですよ。七十五億円資金運用部から借り入れて、九十八億円繰り越した。いいですか、貸し借りの問題ですから、金が必要になつたときに運用部から借りればいいんですよ、何も運用部が逃げるわけじゃないのですから。ところが当初の予算でのキャリーオーバーの予想は、三十二億を予想しておつたわけですよ。三十二億を予想しておつたのに対して、もしこれを借りなかつたとしても、七十五億借りなかつたとしても二十八億キャリーオーバー

するんですよ。いいですか。二十八億繰り越しになることがわかっておりながら、資金運用部は七十五億を基金に入れて、四十二年度から四十三年度に九十八億繰り越したというのは、これはおかしくないですか。資金運用部、金が残ってしようがないからここへ預けておいたというなら別だけれども、ここへ預けておいたというのだったら私は問題があると思うのですが、大蔵大臣どうですか、この処置は。

○水田國務大臣　理財局を呼んでおるそうですから、来ましてから……。

○堀委員　それじゃちよつと問題を前に進めますが、大体これまでの経緯を見ておりますと、承諾額と実行額というの——承諾額というよりも支出額と実行額というの——承諾額との間を見ますと、大体五五、六％から九％というのが予算と実績との大体の關係になっておるわけですが、それから見ますと、きのうからたいへん実は問題になっているのが——私は別に六千万ドルへ幾ら上積みするかなんて聞きませんから、御安心いだきたたいわけですが、ただ財源的には、過去の沿革からから見ますと、少し余裕があると思うのです。そんな大きな余裕じゃありませんけれども、少し余裕はある。しかし私は、余裕があるからといって安易に

億も借り入れたなんということは、そのときに返せばいいと思うのですが、要らないものを持って越す必要はないと思うのだが、そこは一体どうなのか。監督上の責任者からひとつお答えをいただいて、ちょっとここで質問を一応打ち切ります。

○宮澤國務大臣　特定の場合で申しますと、政府借款の見通しが実はどうもかなり大き過ぎたといえますか、向こうとの結めに時間が相当かかったりいたしましたので、相当不要なものが残ったということのようでございます。

○搬委員 それは基金の場合はそういうことばなくさんあると私は思うのです。しかし、年度を越すときに必要のないものは運用部へ返したほうが、基金財政として当然じゃないのか。先に借り入れしてあったかもしません。しかし、運用部の金というのは、話がついてから借りたついでいいんじゃないですか。どうなんでしょう。話もつかないのに、初めにどんと七十五億も借りておいて、話がつかなかったからじっと一年借りて——運用部へだつて金利を払っているのでしょうか。基金から運用部へ金利を払って、そうして九十八億も繰り越しているような管理、これは私どう考えたつて、必要なときに借りて出せばいいので、全然おかしいですね。どうでしょう、長官。

○赤澤政府委員　御指摘の点はまことにござい
もとと存じます。基金を監督しております立場で
見ておるわけでございますが、四十二年度分の七
十五億の借り入れをいたしておりますが、これは
実は財設計画といいますが、基金のほうで予定を
しておりました際の分は、四十一年度に借り入れ
る予定をしておったわけであります、七十五億
は。四十一年度は不用であつたわけです。そうい
う意味で一年持ち越しておりますて、ワクだけ
とってもらつておつた、そういうかつこうでござ
います。それで年度ずつと参りまして、四十二年
度ぎりぎりのところで、いま申し上げましたよう
に、主として政府の直接借款の案件につきまし
て、両国政府間の最後の詰めがだんだん延びてお
りますので、実行額として少し開きが出てまいつ

た。しかし、それは年度とともにもうすぐ解決が
つくという見通しがございましたので、そこで四
十二年度の終わりになりましてそれを借り入れた、
こういう状況でございます。

な。詳しいことは基金のほうで承知しておると思いますが、私どもが見ておりますと、そういうことであります。

○小峯委員長 本会議散会後再開することとし、
暫時休憩いたします。

午後二時三十一分開議

○小室委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員 委員会では総理に久方ぶりに質問することになりますが、実は、海外経済協力について連日政府の経済協力のあり方ということを中心にして質疑をいたしております。総理も御承知のとおり、資金協力であるとか、あるいは技術協力という形の経済協力を進めておる。先進諸国と比較をいたしますと、残念ながらわが国の協力

体制といふものは非常に弱い。それは国力の問題もありましようし、それから東南アジアという相手国の関係というものもいろいろ出て、条件としては、他の諸国との違いというものも実はあるだるうとは思いますが、ですけれども、私どもが調査をし、あるいは当委員会においていろいろな質疑をしてみりますと、政府の経済協力の体制そのものに問題点があるように感じます。

いま審議をいたしております海外経済協力基金、これは経済企画庁の所管になっておりますが、経済企画庁自体は実質的にこれの推進に当たらない。外務省は経済外交の立場から、大蔵省は金融上の立場から、通産省は貿易、為替管理の立場から、それぞれ実施官庁としての役割りを果たしています。経済企画庁が総合調整という

役割りを実たすことになってまいりますから、せっかく行ないます経済協力が、有効的に、さらにまた相手国の信頼と感謝、そうしてほんとうの経済協力の意義を遺憾なく発揮するような総合的な体制のもとに行なわれなければならないと思ひますけれども、その点が欠けておるといふように感じます。それと、技術協力というものにもっと力を入れなければならないのではないかと、いふように考えられますけれども、その点も非常に先進諸国と比較をいたしますと弱い。だから、いまのようにいざばらばらの、総合性のない経済協力のあり方をこの際清算をして、一本化した形の協力体制を総合的に進めていく必要があるのではないか。それにはいろいろな点でありますが、いまのように、海外経済協力基金というものを経済企画庁の所管にそのまま置いておくことがいいのかどうかといういろいろな問題がございますが、ともかく、経済協力というものをどういふかまえてもつてこれから推進していこうとしていらっしゃるのか、それから、私がいま指摘いたしましたような点について総理はどのようにお考えになれるのか、一応見解を伺つてみたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣　中村君にお答えいたします。

大体、基本的な問題ですから、各大臣からお答えしただらうと思います。ただいまお尋ねがありましたように、私どもが協力する場合、経済的協力だと、かように申しまして、その態様はいろいろあると思います。その態様の中には、ただいま御指摘になりましたように、資金的な援助ばかりではなく、技術援助、そういうものにも力を入れろ、これはもうお説のとおりであります。ことに私ども開発途上の国に対してのいわゆる資金的援助、これによって経済を立て直す効果はございますが、技術的な援助をいたさないと、基礎がございましてはつきりしたことになりません。ことに、日進月歩の状態のもとにおきましては、この技術援助こそその骨子をなすまで言い得るのじゃないか。もちろん経済援助そのものはその国

の態様にもよりまして、インフレが高進しているとか、あるいは非常に物資が欠乏しているとか、こういうような場合には、その国に應ずるような経済援助の形が必要だ、かように思いますから、一つの形に限ることはたいへんだと思います。したがって、その国々に適応した技術援助なり、あるいは資金援助なり、あるいは企業進出なり等々を考へるべきだ、かように思います。

もう一つは、いま言われますように、外務省、通産省、大蔵省、経済企画庁、それぞれの役所がある。さらに建設省や運輸省や郵政省等々あるわけでございます。そういう場合に、ばらばらの援助は効果がないのじゃないのか、こういう御指摘ですが、このために、いま関係閣僚がそれぞれの場合に十分打ち合わせを緊密にいたしまして、そうして政府としてばらばらの援助にならないように、統制のとれた方法をとっておる次第でございます。しかし、ただいまのところ、さらにそれを突き進めて一官庁を設けるかという、そういう問題になりますと、よほどこれは慎重に考へていかなければならぬだろう、かように思います。ただいまの段階では関係各省が十分連絡を緊密にして、ばらばらにならないように気をつけるという状況であります。

○中村(重)委員　そこで、いま総理がお答えになりましたように、ばらばらにならないように——いま私が非常に俗なことばで申し上げると、日本の援助のあり方は非常に散発的である、そうして総花的だということなんです。これを、じゃ口によるところの注水援助、こういう形に切りかえていくべきだ。これは私だけでなくて、総理もそうでございますし、各委員もみな同じような考え方で、実はいまのあり方というものを対する批判を持っています。国会の大先輩である三宅委員が当委員会において質問をされたのですが、こういうふうな提言をされたのです。この際海外経済協力省をつくつたらどうか、それから海外経済協力関係会議というふうなものをもって、そうして総合的な協力体制を確立をして、ほ

んとするに有効適切な、そして経済協力の基本理念であるところの平和達成に役立つようにする——若十三宅委員の質問に対して私もつけ加えて申し上げたわけでございますが、何かそういうことが必要ではないかという具体的提言もあつたわけですが、総理、それらの点についてはどのようにお考えになりますか。

○佐藤内閣総理大臣　日本の援助は散発的であり、あるいは重点がぼけている、これが公平であるというこはいいけれども、どうも重点がぼけている、こういうような御批判、これはそういうこともあろうかと思ひます。そういうことは、わが国の力自身にもよりまして、十分の力がないときに、すべての国と仲よくしていく、そういう場合に、どうもやっぱり各国にもある程度資金的援助が必要だ、こういうようなわけでもうしても散発になるかと、どうも重点をはっきりさせないというふうな批判は受けるだろうと私は思ひます。しかしわが国自身としては、こういうものが効果があるようにぜひひとつめたい、かように思ひております。ただいま散発だとか重点を欠いている、こういう御批判がありましても、ともかくも経済協力の実はあげつつある、かように私は思ひております。

そこで、いまの協力省をつくれというお話ですが、先ほどお答えいたしましたように、そういうことについてはさらにもっと慎重によく検討しなければならぬ、かように私は思ひます。それから関係各省で相談することは当然でございますが、経済協力というふうな問題になれば、やはり閣僚自身が事務当局を指導する、こういう立場で会議を持つことが必要だと思ひます。必要によりましては関係閣僚会議を開きます。また普通の閣僚会議で方針がきまっております。これは事務的にしておろしいことですから、これは各省の事務当局の会議、それぞれの援助の態様等によりまして力を入れ方、表現のしかた、これは一様ではございませんけれども、あらゆる会合等を通じて調整のとれた、統一された意見のもとに援助を行

なり、こういうのが基本的な態度であります。

○中村(重)委員　経済協力のあり方、同時に経済協力の効果が私にたいして申し上げましたような点等からあがっていない、これは国内的な立場になるわけですが、一方、受け入れ側の相手国のいろいろな事情というふうなもの、やり方、そういうところで経済効果があらならないという点もある。具体的な問題等いろいろ申し上げたいのですが、限られた時間でございますから省略をいたしますが、最近輸出入銀行で商品援助というものが相当実を活発に、現状の中では大きなウエートを占めてきておる。そういうことから、この商品援助というものが案外開発計画というものに効果を發揮していかないという点もあるのではなからうか。商品援助という点になつてまいりますと、当然企業や商社が輸入を担当するという点になつてまいります。もちろん何でもよろしいということではなくて、一応ウエートはあるわけですが、その中でどうしても特定の商品に片寄つた輸入というのがなされていくという点、それからいままでは輸入した商品が売却してこれを換金いたします。それが相手国の軍人であるとかあるいは官吏の給料に支払われていくといったようなこと、さらに高官であるとかあるいは將軍といったその国のえらい連中の私腹を肥やしていったという事実もいろいろと伝えられておるわけですが、そういうようなことですね。それから開発援助という点になつてまいりますと、一応わがほうではその計画がうまく行つておるかどうかという点を把握することができまされども、商品援助という点になつてまいりますと、それがなかなか把握できない。そこいらからこの援助効果があらがっていないのかと思はれるわけであり

ます。ところが、いま私どもが審議をいたしておりますこの海外協力基金でも、今度は商品援助をやろうというための改正案になつております。しかも IMF の指示によつて、援助の中に商品援助というものが、この後は基金の中でも一番ウエートを占

めることになつてまいります。そうなつてまいりますと、従来の商品援助といたしますと、その反省の上にこれは立つておると思うのでございますが、若干チェックはすることができ。ですけれども、私どもは終戦直後にあの占領下において、ガリオア、エロアによるいわゆる余剰農産物を輸入をしてこれを売却するいわゆる見返り資金会計というものによつて、その資金はどこに使わなければならぬというのをきまつたときびしいワタの中にはめ込まれてやつた。ところが、いま私どもが審議をいたしております商品援助によるインドネシア援助というものは、必ずしも私どもが體驗をしたような形のものは避けることができないことになつていくのではないかと。だからこれは商品援助というのではなくて、プロジェクト、いわゆる開発援助というものに重点を置いていく必要があるように私どもは考へておるわけでございますが、それらの点に対して総理の見解はいかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣　基本的には、ただいま中村君が御指摘になりましたように、開発援助というものが望ましいことだと思ひます。しかしその国の実情によりましては、開発援助と申しまして、いきなりそれに取つつかない場合がありま。ただいま例に出されました日本の戦後の情勢、これは非常にインフレが高進しており、物価は高い、こういう場合に、これに対しての援助としていまの開発援助をやろうとしても、インフレは高進で、なかなか計画どおり思うようにはいかない、まず経済を安定させることに力をいたすべきだ、かように考へますと、商品援助というものが使ひ方によつては十分効果をあげるものであります。ただその場合に、使ひ方がよほど軌道に乗るといふか厳正でない、これは批判を受けることになると思ひます。たとえば海外援助でどうも好ましくない怪獣映画を輸入する、そしてその利益が特定の人に壟断される、こういうようなことがあつたら、これはたいへんだと思います。したが

いまして、商品援助をやる場合には、十分打ち合わせもし、厳正に約束が守られるという事でないかと協力の効果をあげないと思ひます。私どもがいま経済協力をやろうという事は、申すまでもなく、その国の経済が安定し発展する、その力になるための協力でありますから、そういう意味で商品援助も場合によつたら必要だ。しかし本筋から言えば大体開発援助の方向に向かうべきものだ、かように考えてしかるべきものだと思つております。

○中村(重)委員 総理がお答えになりましたように、援助の効果を十分發揮するために何かチェックするいわゆる歯どめがあればよろしいわけですが、これも、なるほどリストによつてこれ以外のものは輸入してはいけないのだという外なことをきめるわけですね。その範囲はわかるのです。しかし実際にその金が目的どおり使われなければならぬということがはつきりしてない。これは内政干渉といふことにもなつてまいりましょうし、なかなかそうきびしくできないという形になつてくるのです。総理がお答えになりましたように、経済安定といふのが民生安定につながつていく。日本から援助が来るかどうかによつて、インドネシアの物価が上つたり下つたりする。来そうだと下がつたり、おくれそうだと上がつたりとで上がつるといふことも伝えられているように思ふけれども、お答えになつたような一面もあると思ふ。しかし、そこらあたりあまり期待感がありますと、開発のほうがお留守になつてくるという点ともありましようし、大蔵大臣もこの点を痛めておるのではなからうかと思ふのです。その点総理も歯どめといふことを十分お考えになつていく必要がある。私どもは、どうしても商品援助といふものに対して、物をつくる側の人たちが——物と金といふものは特定の人が潤ふことになりましようが、どうしても大衆の生活安定には結びつかないといふものの考え方から実は基本的には賛成できないわけだ。

私が特に感じるのは、いわゆる開発といふものがいかにその意義が高いかといふことは歴史が証明してある。平清盛の音戸瀬戸の開発、ヒトラーがアルプスのほうへ向かつて非常に大規模な軍用道路をつくりましたね。開発といふものは悪い者がやりましても後世に大きな役割を發揮していくといふことになると思ふのです。ですから問題があつたにしても、相当無理しても、後進国にゆるる開発途上国等においてはこの開発援助を十分受け入れさせるような、やはり先進諸国が、援助する側がこれに干渉するといふことではなくて、十分これを説得し、そして援助する国を信頼させる、そういうような形において援助効果をあげていくといふようなことが私は必要ではないかといふように思ふわけなんです。いま総理がお答えになりましたようなことでも大体同じような答弁になろうと思ひますから、この点は御答弁をいただきませんが、ともかく多数でございしますから、これは多数決という形でございよう委員会をおそらく通過する見込みでございしますが、そうなつてまいりますと、これは必ず成立するでございまいしょう。だがしかし、その点は十分配慮してもらわなければならぬ、このように私は思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 別に答弁は要求されなかつたようですが、ただいま中村君の御指摘のとおりです。本来の筋からいへば開発援助をすべきだし、しかしながら、いきなり開発援助をしようとしてもその国が安定してない、あるいはインフレが高進して非常な物価高だ、こういうような際はやはり商品援助の一つの意義もある。それはただいまお話しになりましたように、援助する側もまた受ける側も十分効果があるように、理解してその方向へ努力しなければならぬ。だから、いま言われたことを私どももまたこの場限りで聞きおくといふことでなしに、その方向でお互いに努力する、こういうことで努力したいと思ひます。

ただ、いま御審議をいただいております法律案は、どうも商品援助があるから後退するもの、かように言われますと、これは必ずしも後退ではない。それを理解してもらいたいから私実は立ち上

がつたのでありまして、ただいま開発援助の必要なことも、これは御意見は一致して別にどこに食い違いもない。また、時に商品援助の必要なこともちゃんと御理解をいただいたようでございします。そういうものがいままでも全然日本の法律、基金法にはなかつた。こういうものをちゃんと政府に授權立法をしてやる、そういう権利を与えてやることによりまして協力の効果がある、かように私は思ひますので、積極的な意味を持つものだ、どうかそういう意味で御理解を賜りたいと思ひます。

○中村(重)委員 実は総理、いま政府が考えている商品援助といふのはインドネシアだけを考へているのです。ところが、そうでなくて、法律的にはどこへでもやれるのです。だから歯どめの方向ではなくて、そういう安易な方向へ進められていくであらう。それらの点で実は私もなかなか賛成しにくい点があるのです。大蔵大臣はきつめて慎重であるといふことは私は認める。認めるのですけれども、これは法律的にはインドネシアだけに限つてないのです。そこいらも総理は特に注意をしてもらわなければならぬ点だと思ひます。

それから総理、昨年の十月にインドネシアを訪問なさいました。その際に、いわゆる三億二千五百万ドルの外資が必要であるといふことから、アムステルダム会議の一月前までございしたか、そのときはインドネシア政府のほうでは成案ができておつた。総理にもいろいろと要望といふのか何かあつたんだと思ふのですが、同時にいろいろなことが報道されたわけですが、その際どういふような話し合いがなされておつたのか。総理がある種の言質を与えたといふことも言われておるのをごいいますけれども、その点はどういふことでございしますか。

○佐藤内閣総理大臣 もちろん結論から申すと、言質を与えたようなことはございせん。ただインドネシアの場合は、日本からの経済援助もさることですが、国際的な経済援助を与える各国で相

談し合ひまして、そうして援助計画を立てて、その援助計画を実施し、それぞれの国が分担に應じて援助しよう、こういう各国協議の一つの問題があります。

それで、私が参りました際は、三億二千万ドルがきまつておるといふ説があるし、それはまだなかなかきまつらないという問題があるし、これはその簡単においそれとときまる問題でもない、こういうふうに実は思つていたのであります。したが、いまして、この話が出ましても、私どもは——インドネシアが日本に対していろいろな期待を持つことは、これはインドネシアの御自由でございすけれども、日本自身としてこれについて口火を切るといふか、あるいは一つの確約を与えるとか、あるいは言質を与えることは、これはもう行き過ぎであつて、出かける前から実はそれらの点について十分注意もありましたので、私もなかなか軽率な男ではあるが、一そう慎重にいたしましたわけでございます。いろいろなうわさは立つておりますが、もちろんこれについては確約あるいは明言したものではありません。でありますから、インドネシアに参りました際に、そういう意味の共同声明もございせんし、またスハルト大統領がその後日本を訪問いたしました、これを確かめたいといふ非常な熱望を持てました。しかし、当時は、訪日の際はまだ予算もできておりませんし、ただいま御審議をいただいております基金法はもちろんだ成立もしておらない状況でありますから、当時としては私どもも慎重ならざるを得ない。でありますから、多くの場合に共同コミニケを出すものでありますけれども、スハルト大統領が来た場合には共同コミニケも出せない、そのままで帰られた、こういうような実情で、政府はこの点についてはあるいは必要以上に慎重であつたといへるような状態でございます。したが、いまして、いろいろなうわさが立つておりますけれども、そういう意味では政府は絶対に権限以上のことをいたしてはおらない、かように御了承いただきたいと思ひます。

○中村(重)委員 おっしゃる通りに、いろいろうわさが立つておるわけですが、またインドネシアの一九六八年の予算の中にも三億二千五百万ドルの歳入予算が計上されておるわけですね。それでアメリカと日本が三分の一ずつ、いわゆる三分の一、ほかの債権国が三分の一というふうなことであった、それが日本でもって積算の基礎として六千万ドルということをおきめになったというので、たいへんうらたえてミッシェンの数度にわたる来日となった。それで先般スハルト大統領が見えられたときも、その点について相当総理に迫ったという事等も伝えられておる。しかし、時間の関係がございますから、この点はいま伺った程度にとどめたいと思います。

最後に、輸銀資金のことについてこの際ひとつ総理にはつきり見解を伺っておきたいと思うのですが、総理がいろいろな委員会において輸銀資金はケース・バイ・ケースでいくとか、あるいは中曾根運輸大臣の日立造船所の貨物船輸出の問題についての発言に関連をいたしまして、運輸大臣と話し合いをして意見が一致したとか、いろいろなことが伝えられているのです。また総理は吉田さんが死んだと同時に吉田書簡は死んだんだということも言っていました。これは新聞を通じて知るわけですが、そういうことも言っておられる。総理、この点についてどうお考えになっていらっしゃるのですか。輸銀資金というものは、総理が言う政経分離だ。輸出入銀行において輸銀資金を扱うということになると、これは純粋な経済ベースになる。これをとめるということ自体が、私は政経分離という総理のことばに矛盾を感じるわけですね。総理自体がアメリカに気がねをした、あるいは台湾政府に気がねをしておられたり、いろいろしておられるという事は、これは政経分離じゃない。だから、ほんとうに総理が言われるように政経分離、だから、純粋な経済としてこれを扱っていくということが正しいんじゃないでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 いまのお尋ねにもいろいろ問題を含んでいます。一つは、輸銀というものの資金、これは日本の貿易拡大のためにそういうものが計上されている、これはそのとおりでありますから、私もさように考えております。その場合に相手の国、これは一体承認した国だけに限るのか、未承認の国でもそういうことが使えるのか、こういう問題があると思います。いま問題になります中共との問題は、これは毎度申し上げておるように、承認、未承認ということに關係なしに、とにかく政経分離の形において処理しよう、こういうことを実は申しておるのでございます。したがって、輸銀の資金が貿易拡大の用に使われるなら、そういう場合にワケはないはずだ、こういうことにもなります。問題は一年ほつきりの通商取りきめをしている国に、数年にまたがるような輸銀の資金の使い方があつたら、こういうような問題にもなるかと思ひます。したがって、この輸銀のケース・バイ・ケースで処理するといふ、こういうところに一つの妥協点を見出しておる、かように私は理解しておるのですが、そういう点に皆さん方のお話を聞き、御了承をいただきたいと思ひます。そうして、いま吉田書簡といふものを提出されましたけれども、吉田書簡といふものは政府間の取りきめではございせん。これは政府の意向を受けて吉田さんが行かれ、政府と全然別行動で吉田書簡が出されたわけのものでない。これは当時、もし吉田書簡が、時の政府が全然関知していないということなら、時の政府がはつきり吉田書簡は、そういうものはきめないと、あるいは無効だ、そういうことを言うべきものだろうと思ひます。しかし、そうじゃなく、やはり出された形は政府の書簡ではない、それは吉田さんの書簡だけれども、そこに暗黙のうちには了解のあつたものだ、しかし、形式的にはどこまでもこれは個人の手紙だ、それで初めて、こういう外交問題の処理ができる。したがって、これは個人的な書簡でございまして、それを無効にするとか、あるいは修正するとか、こういうよ

うな本来の筋のものではないと思ひます。だから、吉田書簡は吉田書簡だ。これも吉田さんがなくなつたから野辺送りをしたとかというものでは、実際にはないと思ひます。吉田書簡といふものは吉田書簡なんです。しかし、政府自身はそれはまた、ただいま申し上げますように、当時はこの吉田書簡を歓迎したと思ひますけれども、ただいまの状況のもとにおいて、私もはいわゆる政経分離の形において貿易の拡大は望む、そういう意味でケース・バイ・ケースでこのことをきめていこう、こういう実態は態度であります。何だかいかにも矛盾しておるようなお気持ちがあるかも知れませんが、けれども、私はいまの日の中の關係といふものは正常な關係だとも考へるわけにはいかない。これはいまはこういう状況でございまして、けれども、いまでもこういう状況でいゝといふものではないだろうと思ひます。したがって、将来の何らかの一つの手づるは見つかるのではないか、かように思つております。いま直ちにこれを要するといふわけにはいかないけれども、おそらく双方で理解でき、また、關係国で理解のできるような望みして解決方法があるのではないだろうか、かように私は思つております。

○中村(重)委員 総理、ケース・バイ・ケースでいふ、ことばとしてはわかるのです、政経分離とケース・バイ・ケースと結びつきますから。ところが、政府の態度といふのはケース・バイ・ケースでいくというのが態度じゃなく、ケース・バイ・ケースでいくというように答弁をしようという統一したのが態度であらうと思ひます。ね。そういうことです。大蔵大臣もそう言われた。大蔵大臣、たいへん前向きになつていますけれども、通産大臣も外務大臣もケース・バイ・ケースでいふ。少しも前進はないですね。情勢の変化もあるだろう、大いにあつていいと思ひます。けさの新聞でも、自民党の党内でも、この輸銀資金を使つて中国に対するところの延べ払いをやろうといふことをきめて総理に強く申し入れ

をするといふことも伝えられている。先般の覚書貿易といふものも、自民党の中の議員の方々がおいでになつてこの話もきめられた。国際的にも大きく情勢が動いている。情勢は変わつていゝが、佐藤内閣のケース・バイ・ケースでいゝまじやうという国会答弁の態度は一向変わつていない。そこに問題を感じる。政経分離であるとおっしゃるが、政経分離ではない。むしろそれを混同していらつしやる。ここに私も問題を感じるのであります。それと、国交回復だとか何とかだとおっしゃるのですが、前はさつとやつておつたのです。吉田書簡といふものがほんとに出てきて、それからこれをさつと中止された場合に、総理の答弁といふものに一貫性がない。いわゆる純粋経済ベースでものを考へていないといふことになつてゐる。しかし、時間がまゐりましたからこれ以上申し上げませんが、ただ、午前中中曾根運輸大臣に実は貨物船の輸出の問題についてお尋ねをいたしました。いま事務レベルで検討させてゐる、これが支障がないといふことになつてきたならば、これを輸銀による延べ払いによる貨物船の輸出を、これはやる考へ方であるといふことをきつぱりお答えになりましたが、総理、その点はどういう考へになりますか。

○佐藤内閣総理大臣 まだ研究の段階だ、かように思ひます。

○小峯委員長 堀昌雄君。

○堀委員長 私どもは今度のこの海外経済協力基金法に対して反対をしておるわけですね。なぜ反対しておるかといふと、法律そのものの形態に実は問題があるのではないのです。法律そのものによつて起こつてくるであらう事態に対して実は私どもは反対をしなければならぬ立場に立つておるわけですね。これは総理もすでにお感じになつてゐると思ひますけれども、特にこれまでの日本の賠償なりいろいろな協力の問題の中に望ましくないというわさが非常に多いわけですね。これは私もいゝここで時間がありませんから申し上げませんけれ

ものはコマーシャルの問題ですから、そこまで国が介入するというのは問題があらうと思ひますが、少なくともB E制度を使つて日本が輸出をするもの、日本から向こうが買ひ入れるその商品についての問題は、いま私が申し上げたように、価格その他の点においても公正であるべきであるし、商品も公正でなければならぬ。これこそやはり国民の血税によつて処置をしているものと理解されるからということを特に申し上げておきたいわけでありま。

その次に、総理にもう一点ここだけはつきり確認をしていただきたいのは、抽象論ではだめなんですけれども、前段でちよつとやりましたけれども、インドネシアの問題というのは、実はきょう午前中には外務政務次官が来られて、物価は安定している、こういうふうにお話しになったのです。が、実はインドネシアの物価は安定していないのです。資料を見てみますと、特に一番上がっているのは食糧でありまして、一九六六年の十二月のルピアの価格とことしの三月のルピアの価格を一九六六年の十二月を一〇〇として見ますと、食糧は四〇九と一年三月で実は四倍になっています。その次に高くなつてゐるのは雑費でして、しかしこれは一九六六年の十二月を一〇〇としたしますとこの三月は二七ですから、まだ実は少ないのです。一体この問題はどうかしてこういうことになつてゐるのか、こう考へてみますと、単に農業生産だけの問題では実はないようす。場所によつて、たとえばジャワでおる米の価格とそれからその他の地域との価格の中に三〇%、四〇%の米の価格の値開きがあることが資料で明らかになつてゐる。輸送その他の問題あるいは流通の問題にやはり一つの問題があらうかと思ひますけれども、しかし何にしても、いまインドネシアで一番必要なことは米をたくさんつくるといふことだらうと思ひます。商品を幾ら向こうに持つていつてインフレをおさめようと思つても、それより一番肝心なのは、私はやはり食糧、特に米だらうと思ひます。あれだけの耕地があつて、高温

多湿のところ、現在の反収量というのは実は非常に少ないわけだ。日本は少なくとも農業技術においては世界ですぐれた国ですから、もつと真剣に農業技術の協力をすること、このことが私はインドネシア国民に対してのほんとうの協力であるし、そういう意味で技術協力を大いに高めなければならぬと思ひますが、残念ながら、資料で見ると、一九六六年に日本がいたしました農業に対する、これはインドネシアだけでありまけんけれども、全体に対する協力はわずかに五・三%にしかつてゐないのです。

そこで総理にお約束をいただきたいことは、まずインドネシアに大型の農業研究所をつくつて、日本から適当な技術者を送つて、現地でもひとつ指導をする。向こうからも少し大量の人を日本に入れて、日本の耕作の条件やその他を見せて、そして日本でも教育をして、この日本で教育をした人たちをまたインドネシアへ帰して、この人たちが次の人たちを教えるというこの問題。あるいは農業協同組合のあり方をいかにして農村の中に広めるかということについても、やはり日本にその人たちが来て、日本の農業協同組合の組織化を見るのが非常に重要であらうし、そういう点について抽象論でなく具体的に、日本のインドネシアに対する協力について、円借とかいろいろあるものがあるけれども、それをほんとうに生かしていくのは技術援助をもつと真剣に考えることじやないか、私はこう考へてゐるのです。ですから、ここで少し具体的に農業援助を含めた技術援助、技術協力というものをどういふふうにするつもりか。それなくして、今後幾ら借款で金をつぎ込んで生きてこないと思ひますが、総理大臣はいかようにお考へですか。

○佐藤内閣総理大臣 堀君のいま言われるような問題があるのです。米の不足はきのうきょうに始まつた問題ではないのです。インドネシアはただいま言われるように高温多湿、つくり方さえうまければ三回はとれるだらう、二回は必ずとれる、そういうような場所でお米が足らない、いまま

ではビルマやタイから買つておる、こういうところには問題があるのです。そこで、いまの耕作の技術の問題もありますが、肥料の問題があるし農業の問題がある。三Kダムという多目的ダムをつくらうというの、ただいまのような耕地に対するかんがひの便にしよう、そういうことであります。そういう基本的、基礎的な問題があると同時に、今日とにかく米がないから、いま言われたように四倍にもなつてゐる。これは一部で言つておりますように、四倍程度ならたいへんいいんだ、十倍あるいは十数倍にまでインフレが高進するといふたいへんな状況なんだ、四倍程度に一応おさまつたんだ、こういうふうに言う方もございませう。私は、確かにいまのスパルト政権になりました、ややインフレの高進は落ちつきつつあるとは思ひます。しかし、私どもの考へ方に比べたら、これは一体何事だというふうな、実はたいへんな状況であります。でありますから、ただいま商品が要るが、まず第一は米が要るんだ、米は何とかならないか、これは例のケネディラウンドの小麦の輸出ともなりますし、あるいはまたかつていわれたようにライスバンクの思想にもつながつてゐる。何とかして東南アジアの米をこの地域に送る方法はないか。しかしそういうことも言われると同時に、自分たちも米をつくりたいから、この際肥料がほしい、肥料はやっぱり四月じゅうでないと十分でない、だからことしの施肥の時期に間に合うように四月じゅうには肥料をよこしてくれ、米は一応他の国から援助をもらへた、こういうような問題があるのです。でありますから、いま言われましたような基本的な、基礎的な恒久対策の問題と、応急的な臨機対策の問題と、二つに分けてこれをやらなければならぬ。日本の場合に、恒久的なものもやりたいが、臨機な処置をとること、これはいまのわれわれの力として可能なのではないか、こういうことで、いま予算もいわけゆる六千万ドルというものが一応計上されたわけであります。いろいろ問題がございませうし、ただいま言われるように研究所を設け、本格的な農業試験所を

設けて指導すること、これはもう本筋の問題で、必要でございませう。ただ、ただいまの問題として、そんなことも言つておれない、こういう状況がありますので、これは二つに分けてそれぞれ対策を立てなければならぬ、かように思つております。

○堀委員 実はいま肥料のお話が出ましたが、これは資料で見ると、日本の肥料の輸出というのはだんだん減つてゐます。一九六四年が五万八千トン、それが一九六五年は七万トンまでいったものが、六六年には五万五千トン、六七年には二万二千トンとだんだん減つてきておる。これはどうしてこう減つてきたのかわかりませんが、何にしても、しかしいまいきなり肥料をどんどん入れても、たけの高い稲のようですから、これはやはり品種の改良からしなければ、一ぺんに肥料を入れれば倒れてしまふという問題もありましよう。しかし私は、急がば回れではありませんが、基本的な対策なくして、対症療法だけやつてゐる、たいがい病人といふのはよくならないのです。病人をなおすには、やっぱり原因を取り除かなければ実はいけません。だから原因を取り除く方向に政府はもつと真剣にならなければいけない。その原因を取り除く前に、では何が必要か、ここが今後非常に重要な問題です。ところが対外経済援助をするためには、その国の実情を十分に調査して把握してゐるかどうかというところが私は一つの問題点だらうと思ふ。実は前にスカルノ大統領がケネディに対して八九年計画の援助を申し入れたときに、アメリカはハンフリー使節団といふのを送つて、非常に詳しい調査をしております。今日私もこのハンフリー報告を読んでも、分析の正確なことは、私は非常にうらやましいと思ひます。私どもはまずどういふ病氣かという現状を十分調査をして、診断をして、そしてその根本的な原因を取り除くための対策を立てるといふところから問題を始めないと、日本の援助が必ずしも十分に効果的でないといわれる原因の一番中心

的なものは、私はそこにあると思うのです。ですから今後これからインドネシアの問題というのは、やはりここまですれば日本として中途はんばでやめられないと思います。しかし物価はほんどうん上がると、為替レートと予算のレートとその他のレート、みんなばらばらになっているような、非常に経済情勢が複雑になっておる国は、もう少し総合的に調査団を送って、十分調査をして、われわれとしてアドバイスすべきものはアドバイスしながら協力をしていくのでなければ、結局この前の賠償のときのようなことを繰り返すことになるのではないかと、こういうふうに思いますので、ひとつこの際、特にインドネシアの問題については、権威のある総合調査団を、少し長期間にわたって送って、その報告を少なくともこの国会に報告をしてもらいうぐらいのことは、これだけの法案をやり、国の費用を出す以上は当然行なわなければならないことだ、こう考えるわけでありますが、その点総理、どうお考えになりますか。

○権内閣総理大臣 それに関連してちょっと。おととしですか、東南アジア開発の閣僚会議を開いて、それから三度目を開きましたか、それに関連してまず食糧の自給ということを考えなければならぬというので、農業会議というものがその一つの派生的な機構としていまできて、それが集まって、どうすれば東南アジアの、まあ国によっていろいろ違いますけれども、食糧自給に向かって最も効果的である方法がとれるかというのをいま研究しております。農林省のほうの係官がおりませんので、いま具体的には申し述べることができませんけれども、そういう方向にいま進んでおります。

○小室委員長 農林省の係官、おりますよ。農林経済局長。

○大和田政府委員 インドネシア関係で農業開発につきまして具体的な話が起りましたのは、一昨年の十二月の農業開発会議以来でございます。それ以来、私も農業関係で具体的な相談を受けてましてやりましたことは、ジャカルタの市民に米を安定的に供給するという趣旨から、西部ジャワ

における稲作の改善と、東部におけるトウモロコシの増産についてでございます。なお開発輸入というのを含めまして、最近も農協の職員を含めた調査団が行っております。

○堀委員 実が私が申しておることは、今度この問題についてインドネシアのいろいろな問題を調べようと思つても、日本の側に適切な総合的な調査報告がないということなんです。そして結局調べたら、ハンフリー・レポートというアメリカのものがまだ一番総合的で本質的な調査になっている。これでは困るのじゃないかというのを私は言いたいわけなんです。ハンフリー・レポートというものはいまから十年ぐらい前のレポートでありますから、日本がいまそれを読まなければならぬようでは困るので、やはり日本で総合的な調査団を出して——経済機構の問題あるいは工場の状態、いまのダムとの関係でも、輸送の問題でも、あらゆるものが少なくともここには分析されて書いてあるわけなんです。その程度のことでは、日本もこれからこれだけの援助をやるというのなら、当然調査団が行き、そのレポートが国会に報告されるぐらいのことはあつてしかるべきじゃないかというのが私の意見なんです。ですから、それについての総理のお考えをひとつ承りたいわけなんです。

○佐藤内閣総理大臣 堀君はいまのハンフリー・レポートをどこで手に入れたのか、御承知のようにアジア研究所というものがあつた。そしてこれが全部のものについて総合的な調査を進めております。また特に問題が起ると、その場所に權威のある調査団まで派遣している。ただいま言われますように、こういう事柄は基本的な問題でありますから、ちょうど堀君のお仕事に関連すると思ひますが、やはり問題が起きたときにすぐこれはどれにするべきかというのを判断できないと、臨時応急の処置もできないだろうと思ひます。ただいまインドネシアの場合におきましては、そういう基礎的な問題もありまして、とにかく基礎的な問題もあつたが、とりあえずカンフルを打たなければならぬ——いまはカ

ンフルはないか知りませんが、そういう状況だろうと思ひますので、そういう意味の対策をいま立てておる。しかし基本的には、お説のとおり、根拠のある総合的な調査のもとにわれわれが経済援助を進めなければならぬと思ひます。また、ただいまは一国だけの援助ではなくなつておりました、いわゆる先進国が共同いたしまして開発途上の国を助ける、こういう形でございまして、私どもが援助をするにしても、なけなしの金で援助をするのでありますので、十分生き目にいくようにわれわれも努力する、この心がまえが必要だと思ひます。ただいま御指摘になりました点は、そのとおり、私も賛成であります。

○堀委員 それでは最後に、実はこのインドネシアの問題が特に中心でありますけれども、最近の情勢を見ると、昨年からことしへかけてだんだんと援助額の希望はふえてきておるわけなんです。いまの諸情勢から見ると、おそらく来年はさらにふえるのではないかと、おそれる感じがするわけなんです。現在すでに二十八億ドルが幾らかの債務を負つていて——インドネシアにどんどんつぎ込むことはちつともかまいませんけれども、底なしのふちのようなことになつたのでは、これは国民の側といつたしましても困るわけなんです。ですからその点について、やはり私がいま申し上げたような基本的な対策を欠くことなく——消費物資のようなものを幾らつぎ込んだってこれは基本的な対策にならないわけなんです、みんなそれは使つてしまふわけですから。その点は何もプロジェクトをやれとかそういうことではなくて、いま私の提案しておるところの技術協力の基礎的なものをやることなるとしてはこの対策にならぬ、こう私は考えておるわけですから、その点について、ともかく日本の経済的負担も考慮しながらでありましようけれども、すみやかに技術協力によって、根本的対策で日本の今後の支出をできるだけ合理化する点をひとつはつきりさしていただいて、私の質問を終わります。

○佐藤内閣総理大臣 基本的には、お話のとおり、技術援助に力を入れるべきだと思ひます。しかし、技術援助には、援助した後に今度はまたわが国が競争関係に立つという、いろいろな問題もございまして。しかし、全体がしあわせになることならそういう方向でやるべきだと思ひます。

ところで、ただいま言われますように、援助というものがだんだんふえやしないかということですが、これは一国だけの援助でなしに、先進国が共同して援助をするということでありまして、多分に国際的環境に左右される問題でもあります。最近のようにインドネシアのドルの危機等の問題があると、各国それぞれみな悩みを持つておりますので、その相手の発展途上国から援助を要求されましても、そのとおりはなかなか応ぜられない、こういうものがあると思ひます。

それからもう一つは、援助はどこまでも援助でありまして、主体は自立するといひますか、自助の精神が必要だと思ひます。その自立計画というものが十分理解がでない限り、われわれもわが国の国民に苦しい思いをさせて援助をするということには限度がありますから、それはできることでもございせんので、おのずから受ける側における自主自立の意気込み、その計画というものを十分に理解して初めて援助できる、かように私は思つております。ただいま言われますような、将来は問題があるにいたしましても技術的な援助に力を入れるべきこと、また開発援助すべきこと、これはもうお説のとおりであります。

○堀委員 終わりに、この前実は輪銀を使ったので、その金利を下げるために予備費から一千万ドル出すということが起りました。もしこれが結果として通りますならば、そういう処置はしなくてもいいわけですから、今後はそういう借款その他の問題については要するにこの海外協力基金を通じてやるのであつて、輪銀と抱き合わせでやるようなことは二度とないというふうに確認をしておきたいと思ひますが、それだけをお答えいただいて終わります。

○佐藤内閣総理大臣 今回の改正によりまして、経済協力はこの基金による、それから輸銀は貿易拡大のために使う、こういうことで目的が非常にはっきりすると思えます。したがって、これは今後輸銀の活用、運用等についてもたいへん幸いするのじゃないだろうかと思えます。ものごとをきめてかかることがよろしいので、まあ前回輸銀から一部特別な扱い方をした、あの援助の形は、もうああいう形のものはいらない、かように御了承いただきます。

○小室委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 総理にお伺いしたいと思えます。

結論から申しますと、わが党は、一国の総理がスハルト大統領と約束されたことでもありますので、この法案が早く成立することをいねがうものであります。さような意味におきましてひとつ親切な答弁をこれからお願い申し上げます、こう思うのです。

一昨年でございましたが、私はイランの首都テヘランにおきます列国議会同盟会議に参加いたしました帰途、幸いでございましたので、インド、その他のいわゆる後進国の諸国の実情を見させてもらって帰ったのであります。そこで非常にこの地の諸君が熱望しておりますのは、日本の援助であり協力であります。すなわち、境を共産圏諸国、中国等と接しておる諸国でございますので、いずれもいざというときの不安を非常に感じております。しかしながら、そうしたときにわが国の武力による援助を求められないということもよく熟知しております。そういう関係で、勢いわが国に経済協力をたよらなければならぬわけでありまうけれども、いよいよたよらうと思えば、よその国から考えれば非常に金利が高い。それから長期ではない。せつかくたよりにしておる、ほかでは借り得ない、東南アジアの唯一の兄貴分である日本に、一番自分の生命の危険のときにはたよれない。米ソにひとつたよろうと思っても案外にこれは高いのだということを非常にみんな言うてお

りました。ややもすると経済動物というようになことを言われるようなゆえんもそこにあるのじゃないだろうか。韓国に参りましても、わが国は三十八度線に接しておるのじゃないのだ、そこで防衛は非常に安くあつておるのじゃないか、その分で日本は経済の非常な発展を見ておる、したがって援助していただくのが当然であるというように考え方の国もあるわけでありまう。

そこで、北ベトナムもようやく平和のきざしを見せました今日、わが国はよほどここに力をいたさなければ、道義的にもあるいは政治的にも問題があるのじゃないだろうか。ある一部では、いろいろな角度から日本を置いてきぼりにするような空気がどこかに見られたようなことも伺つております。こういう意味で、今後東南アジアの経済協力に関連いたしまして、どのような態度でわが国の外交を進めていくか、ひとつ基本的な点を御説明いただきたいと思えます。

○佐藤内閣総理大臣 玉置君の、いま発展途上の国々をみずから視察して、そのとき感じたというお話。確かに日本は金利が高い、あるいは期間が短い、援助するにいたしまして、どうも条件が他の国に比べてたいへんきつい、こういうような感じを持たれる。しかし私は、日本の国柄として、もうかつてのような侵略国家じゃない、さらにまた経済膨張をはからうとしておる国でもない、いわゆる欲ばつておらぬ国だ、こういう意味でだんだん日本の理解が高まってきた、信用があり、そういう意味で日本の援助を受けよう、かようなことではないかと思えます。また、ことにアジアの問題で日本を除いて他の国がそれぞれの国々を援助しようとしてもそれはできないことだ、だからやはり日本と話し合つて、日本の協力のものとお互いに提携して発展途上のアジアの国々にひとつ協力しよう、こういうような気運の出ていることは、私はたいへん喜びにたえません。

そこで問題は、いまの金利その他の条件の悪いことですが、これらのものも、いまの国内の問題と比べて、これはある程度やむを得ないものがござ

います。しかし日本の経済がだんだん進み、国際的地位が高まるにつれて、国際並みの方向に移つてまいりますから、そういう際にはきつとその援助を受ける側においても納得してくれるのじゃないだろうか、かように思えます。

最近の援助の形で、私が昨年各国を回りました、ビルマとの問題は、日本の場合には条件がきびしくて話がまとまらないでいる。タイは日本の援助の条件をのんでくれましたからこれは最近で上がった。今度タム首相が参りましたけれど、日本では問題なしに協力問題が進んだ。インドネシアの問題は、金額そのものについても問題があるし、また条件等につきましてもなかなかきびしいことを言われている。これはこれからの問題だ、かように思えます。フィリピンも同様な点があります。したがって、私これらの点もさらに注意しなければならぬが、いずれにいたしましても日本自身が経済的膨張を策しているのじゃない、さらにまた領土的な侵略の野心がないのだ、こういう真の日本のあり方を理解していただければ、お互いに金利が高く、あるいは期間が短いかいような不平もよほど変わるのじゃないだろうか、かように私は思えます。しかしこれをいまのままでいいというわけじゃありませんから、さらにこの上にも努力するつもりであります。

○玉置委員 答へがもうひとつ満足を得ないので、あそこ水道のために西ドイツが五年据え置き二十年年賦の、金利たしか三分というやつで非常に喜ばれておりました。こういうふうなものは領土的野心でも何でもないことはわかり切ったこととあります。私はわが国が、佐藤総理のおっしゃる、外国とそういうた武力で事をかまえることは一切しないのだという態度を常に鮮明にするならばするほど、そのかわりにせめて後進諸国の民生安定と経済復興のために、ほんとうに率先して力を尽くすのだという態度を示さないと、そこまでの納得と、ほんとうに慕つてきてくれるというような信頼感がわかないのじゃないか。よほど

の覚悟をひとつきめていただきたい、私はこう思ひまして実はお願いをしたわけです。

そこで具体的にちよつと入つて伺いたいと思うのですが、御承知のとおり、この間ニューデリーでございました決議を見ましても、わが国がいかに各国の海外協力に平均以下であるかということに数字で出ておるわけでありまう。ましていわずや今度国民総生産の二%を目標にしようじゃないかというような話が、まとまったというわけじゃないかと思えます。努力目標としておられますが、そういう点を考えますと、なかなか財政硬直化、わが国自体も総生産はなほ多いでしょうけれども、国民一人当たりの所得はそこまでも行っていないというので、この程度でひとつがまんしてもらいたいというふうな言い方もあると思えます。中小企業等の問題もあると思ひます。いろいろありますけれども、私はやはりこの努力を相当本気で続けなければ、言いわけばかりで過ごしていかねばならぬように思うのであります。これにつきまして、これだけの資金量と質とをどういうふうな備えておきになりますか。ここ三年ぐらいい何と追いつくり、目標に達するように御努力をするというお気持ちがあるかどうかお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 UNCTADの会議におきましても、国民所得の一%海外協力、これはまあ目標だ、かように申しております。わが国の実績は一体どのくらいか、〇・七、一%にまだ達していませんが、これは私も努力はいたしてありますが、御承知のように日本の経済はどんどん成長していきまう。したがって、去年の〇・七%とことしの〇・七%は同額ではないのです。金額はちろんふえておる。ふえておるが経済はどんどん成長いたしますので、なかなか一%まで消化するということは非常な努力が要するというのが現状であります。もちろん私は現状をもつて足れりとするものではない。できるだけこの一%とい

うものを、せっかくメンションしたので、努力して援助をそこまで引き上げていきたい、かように思います。しかし、同時に、ただいまのように経済がどんどん成長している、そこに一歩実現することに非常に努力が要る。これはお互いに自慢しながらやはり弁解する、こういうふうな気持ちであってほしいと思います。

○玉置委員 そこで、私が東南アジアを回ってまいりまして感じましたのは、やはり戦後の日本の行き方としては、どうしてもこの問題を国民の御理解を得て佐藤理総はなし遂げなければいけない。その当時、帰りに考えてまいりましたのは、国民の皆さんに三百六十五日の一日分を提出していただくようなことが提唱できぬだろうか、あるいはその利子を一日だけは無利子にしていた方法がないだろうかというように考えたことを帰ってきたのですが、すぐに選挙がありましたので、そのうち、そんな問題は飛んでしまったのであります。そこでいまでも考えますのは、せめてやっておりますが、現在政府のベースの一九六七年三億九千五百万ドル、円換算で一千四百三十億圓、これに政府のいまの行政費の五兆八千八百八十五億圓の千分の一、五十八億圓を各省庁から節約をするということになれば、現在行なっております政府ベースの一千四百三十億圓、円換算はこのころどうでも申せまいけれども、一応公定のものをやりますとこういうことになりました。これは三分四、五厘に値するわけでありまして、現在の平均率五分二厘であります。三分五厘というものをそこから引きますと実に安い、外国にもどこにも大きな額をして通れるようなこともできる。それから先ほど申しました国民所得の三百六十五日の一日分のあれを換算いたしました。でも五十四億圓という金ができますから、これでもまた先ほどの同じような利子補給をいたしまして、もったない方法にしても、私は、総理がやろうという、率先垂範する、国民の理解をいただいてほんとうにやらなければいかぬのだ、これこそが東南アジアと世界の平和につながる道であり、しかも

わが国がなし得る唯一の——唯一と言ったらおかしいですが、一番手つとり早い世界平和への協力である、そのことがひいては日本の、また貿易に非常にしあわせをするんだというふうな点から考えれば、何らかの方法が考えつくのじゃないかと思ふのですが、そういうふうな意味で、これはただ帰りの飛行機の中で思つた感想だけなんです。そのくらのつもりで、ひとつ政府ベースの分だけは世界的金利の三分以下に何とかしてするという努力をしていただきたいと思うのですが、所見をお伺いします。

○佐藤内閣総理大臣 玉置君、たゞいまそるばんをはじいていろいろない数字を出されますが、しかしこれはそるばんだけの問題じゃないと思つております。たとえば私は、五十八億の金がこへ出ておる、この金を一番先に何に使うか、かように言われると、必ずしも海外援助が第一だ、こうはちよつと考えかねるのです。したがういまして、そこにも問題がある。国内で使う金もいろいろありますし、また海外援助も海外援助である、比較考量してただいまのような援助金額がきまり、そうしてただいまのような条件がきまつておる。しかしこの条件が、これでは日本は大いに手を振つて通れる、かように思はれておる。おりません。おりませんからあらゆる努力はいたしますけれども、ただいま設例にあげられたような方法でその金自身を直ちにここに持つてこれらるると私は思いませんけれども、さらによく検討する力にさせていただきますと思ひます。

○玉置委員 私も、ただ一つの努力をすればどんな方法でもあり得る、いかなる方法をもつてしてもこの努力だけはしていただきたい、海外の様子を見ましても、向こうに行つて大きな額がでるようなことでは民間の経済外交でも非常にやりにくいのではないか、こういうふうな考えますから、お願いをしておるわけでありまして、そこでもう一点であります、日本の経済協力、それも賠償から始まっているいろいろなまいたような関係もありまして、そのお立ち、由来から

いろいろございしますが、ことに先ほど申しましたパーセントにいたしましたも、輸銀使用の海外進出、経済ベースの貿易あるいは海外開発協力、そういういわば経済ベースに乗り得るようなものを除きますと非常に少ないというふうなこともこれは事実だと思ひます。これも考えていただかなければいけません。先ほど委員の質問にお答えいただきましたように、この経済協力の改正法案が通りますと、輸銀ベースでいけるような商業ベースのものではなくて輸銀独自の考え方であり、輸銀ベースでやり得ないものは経済協力基金でおやりいただくようなたほう、ものがはつきりしていいのじゃないだろうか。そこで、からんて言うのではございせんけれども、そういうことになりまして、対中国の輸銀使用なんという問題も、おのずからそれが経済ベースでどうかということをお考えになるだけで片がついていくような感じもいたします。なるほどシンペリア開発の問題にいたしましても、協力するのはまず民間でいろいろなベースで折衝いたしました上に、なおその上に立ちまして……政府の考慮が要ると思ひます。だからソ連や対共産圏の貿易が輸銀ベースオンリーでいくとは思ひせんけれども、どこの国を見ましても、共産圏の諸国といえども経済オンリーの問題はほとんどやっておるわけでありまして、輸銀と経済協力基金の問題をある程度仕事の分類ができますと、おのずから解決する日があり得るのじゃないか、かように思ひますが、御所見を承りたい。

○佐藤内閣総理大臣 玉置君の言われるとおりでございます。今回の法律ができたから、基金の使い方、それから輸銀の運用の方法と、おのずからちゃんとそれぞれの問題を担当するのでございまして、たいへん見やすくなる、またものを考えやすくなる、かように思ひます。したがういまだいますぐどうこうするといふのはございせんが、これは一つの将来の発展への布石だ、かように考えております。そういう意味でこれも大いに期待が持たれるのではないか、かように思ひ

ております。○玉置委員 総理もしばしばおっしゃるやうに、わざわざ中国の貿易を阻害しようというお気持ちはないのだらうと思ひますので、いろいろないきさつがあつてなかなかむづかしかったのだらうと思ひます。一つの道が開けてくるのだ、こういうふうに解釈して、ひとつ前向きで取り組んでいただきたい、こう思ひます。

次に、先ほどの委員の諸君からも御質問がございましたので、若干重複いたしますけれども、総理は責任ある立場でだんだんとお逃げになるころはお逃げになります、いづれにいたしましても、いろいろないきさつでやつてまいりました日本の経済協力機構というものは、これからますます一つの外交方針と申します、この施策に基づいて輸銀は輸銀、経済協力は経済協力、民間ベース、それから政府ベースと分けながら、この海外の要請にこたえていかなければならぬ、こう思ひます。そこで、機構の問題ですが、ダブつて恐縮でございますが、これは経済企画庁が主管してやつていくということも何か一つの法案のいきさつできょう出てきました。どこがほんとうに主管されてやられるのがほんとうか。企画庁長官おられたら、なぜあなたはこういうふうにされておるのですかと、ちよつと聞こうかと思つておつたくらいなのですが、いづれにいたしましても、機関、仕組みはできております。できておりますけれども、懇談会的性質でございまして、総理が一つの方針に基づいて、強引にそういう方向に農林省、建設省、各省の業務を所管されて、それで外交的な一つの視野から裁断をされるような仕組みに早く向けていかなければ有効適切なものができないのではないかと。先ほどもお話がありましたように、乏しい国民の税金の中でやるのでありますから、それが有効な方法にならなければいかぬし、しかも強引に与えるのではなしに、それぞれの要求に応じてやつていくわけですから、現地現地の開発の意欲に応じてやつていくことでありますので、もう少し企画性を持った形にものをまとめていかなければ

はいかぬことも間々指摘されているところだと思
います。今後こういう問題をどういうように処
理されていくか、ひとつ総理の御所見を承ってお
きたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 海外発展途上の国を援助し
て開発を進めていく、そうして経済の繁栄、発
展、同時に独立達成、こういうことをやるのにつ
きましては、いろいろ金の問題もありますし、技
術の問題もありますし、いろいろ行き方があると思
います。ピースコア、平和部隊もその一翼をに
なっておりますし、あるいはまた問題によりまし
ては、こちらから特殊の、たとえばインドにおけ
る宮崎博士のらい療養所のごとく特殊な目的を
持ったものも出ております。それぞれが援助し、そ
れぞれの効果もあつております。これを日本国内の
機構の面から見ますと、各省にまたがっているた
いへんな問題だと思ひます。外国に関することだ
から全部外務省が一まとめにする、かように申し
ましても、やはり外務省もいろいろ努力はしてお
りますが、ときに専門的なものを尊重しなければ
ならない場合もあります。たとえば、鉄道建設と
いうようなことで話を持ってこられたときに、外
務省の人が鉄道の設計ができるわけじゃありませ
んし、また電気通信等におきましても同様なこと
が言えると思ひます。問題は、やはり全部の各省
の仕事をもとめていくという、そういうことが
最も必要じゃないだろうか。今回、経済企画庁
が担当になったのもそういう意味で、経済関係、
調整関係だから経済企画庁がいいだろうというよ
うなことではないのだらうと思ひます。しかし、経
済企画庁でも、ただいま手が全部そろうてゐるわ
けではありませんし、また、それぞれの専門のこ
ろを生かしていかなければなりません。そういう
ことを考えますと、やはり連絡協調が緊密になる
方法をとらなければいかぬ。また、事柄が政治的
基本方針にかかわる場合には、高いレベル、いわ
ゆる閣僚レベルでものごとをきめなければいかぬ
し、また単なる事務的な調整の問題ならば、閣僚
をわすれずまでもなく、事務調整の段階でしか

ら、各省の連絡会議でできるであらう、かように
実は思つております。まあ、よほど進んで、いわ
ゆる特別な大臣まで設けろ、こういうようなこと
が意見としてないわけではありませぬけれども、
しかし、地につかない大臣でもこういうことはで
きませんから、ただいまのようなのが一番いいの
ではないだろうか、実際に合つてゐるのではない
だろうか、かように実は思つております。しか
し、お話もありましたし、御指摘もありませんから、
経済協力は十分成果をあげるために、絶えずわれ
われも反省しながら前進していくということに努
力するつもりでございます。そういう意味で御注
意等があれば、この上ともひとつ御叱正のほどを
賜ひたい。かようにお願いいたしておきます。

○玉置委員 最後に、御注文を申し上げておきた
いと思ひますが、アジ銀や農業基金とか、いろい
ろ機構だけは一応そろつたように思ひます。これ
からがいよいよ実施段階でございますので、先ほ
ど申しましたように、有効な調整と能率ある実行
を期待するわけでありまして、最後にお願ひして
おきたいのは、前のスカルノ大統領時代、あるい
は賠償金の形の時代に間々問題があつたことは、
先ほど来、御質疑によつて指摘されたことありま
す。今後はそういうことは一切ないと思ひいま
すけれども、せっかくの協力でありますので、目
的の達成に有効な援助になるように、いわゆる国
民の指弾を受けるようなことのないように、総理
みずからよほど督促し、監督をしていただきた
いということを御注文申し上げたいと思ひます。

これでお話を終わりたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 玉置君の御注意までもな
く、政府はそういう点において国民の不信を買
うようなことがあつてはなりませんから、この上
も努力して信用を高めるようにいたしたい。ま
た、協力の目的を達成するように努力するつも
りでございます。

○小峯委員長 近江巴記夫君。

○近江委員 総理にお伺ひいたしますが、三月の
三十一日、第二回目の佐藤・スハルト秘密会談の

結果、わが国のインドネシアに対する最終援助額
は決定した。当時の新聞は、このように伝えてお
りますが、この会談の様様、特に援助に関する交
渉の経緯をお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、援助額が未定となると、総理の腹づもり
をひとつお聞かせ願ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 スハルトが私のうちに來ら
れまして、私とスハルト大統領との間に余人を交
えないで、ひざを突き合せてお話をいたしました
た。しかし、その記事、新聞に出ました記事等は、
必ずしも真相を伝えたものではございません。私
は、当時の状況から、インドネシア側が日本に対
する経済協力の強い要望のあることは承知してお
りますが、日本の実情をよく理解していただくこ
とが何よりも大事なこと、両国間に間違いを起
こさないゆゑに、かように思つて——当時まだ
予算は成立しておりません、その予算には一応
六千万ドルが計上されてゐる、さらにまた、その
予算より以上に大事な予算支出の基本法規である
たけい御審議をいたしておる基金法がまだで
きてない、こういう状況のもとにおいてその話を
相談することはできないのだということをする説
明をいたしましたのであります。実はこれらの問題
はこの国会の審議等から見ると、スハルト大統領が
日本を訪問されるその時期について、一応そのこ
ろになればある程度見通しがつくのではないだろ
うか、こういう安易な考え方をいたしておりました
た。そこでスハルト大統領の訪日を決定しても
らつたのですが、御承知のように思わぬ事件が起
きてこの国会では十数日むだにした、そのために
ただいまのような諸点で明確な返事ができない、
それを率直に実は申して、そうしてスハルト大統
領の了解を得たのでございます。その後の模様
におきまして今日まで同じような状態が続いて
います。これは私は皆さんにこれだけ熱心に御審議を
いただいておりますにもかかわらず別に不平を申すわけ
じゃありませんが、予算は成立いたしました。こ
の基金法で授權立法がやはり早くできること、こ
れは心からお願ひしておるような次第でありま

す。こういう事柄ができない限り、政府は自分た
ちに権限のないことを外国に向かつて約束するこ
とができせんので、私は皆さん方に本法の御審
議をお願いしているのもそういう意味もありま
す。どうかひとつよろしく願ひいたします。

○近江委員 こうした諸般の状況から見ますと、
六千万ドル・プラスアルファになることは、これ
は衆目の見るところであります。このアルファ
の財源というものは何によつて求めるのか、この
点をお伺ひしたいと思ひます。むろん補正は組
まない、さらに予備費は流用しない、輸銀は使
用しない、このように聞いておりますが、その点に
ついてひとつ確認願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ただいまアルファというも
のはどうなるかというお話であります。実はま
だそこまでは行つておりません。六千万ドルとい
うものは一応予算が通つておりますし、ただいま
までの御審議を通じましても、そういう点で明確
な予想、予定等をお話をまだ各大臣としてない
だらうと思ひます。私もまだその点について具
体的に触れていません。ただ抽象的に言えますこと
は、この海外経済協力基金はインドネシアだけ
の問題じゃありませんし、各国のいろいろな予算が
計上されておりますから、そういうものの融通が
つくつかつかないか、こういう問題はあります。そ
ういふ問題はしかし限度はそれ余裕のある予算
じゃございませんから、まず非常にむづかしい状
態じゃないかな、かように私は思つております。

○近江委員 この間からずっと審議を通じまし
て、この基金の資金以外は考えてないというよう
な意味にわれわれはとおつておるわけですが、そう
しますと、この基金の余剰金というものは、官
会答弁からいいますと、大体一千万ドルないし
二千万ドルと考えられるわけでありまして、そ
うしますとアルファ額というものは最高二千万
ドルとまで考えていいかどうか。以上の二点につ
いて簡単に伺ひたい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど答へましたように、
まだ私そこまで検討しておりませんから、これは

私ちょっと答えられないと申し上げておきます。

○近江委員 先ほども話しましたように、基金でそれをまかなっていく、こうしていきますと、基金の本年度の投資計画というのは、総計で大体四百四十億。またその大半はコミットされている、未定分というのはインドネシアを除きますと、アフガニスタンとフィリピンに予定されている約十一億、このように見ております。総理として、いままでも国会の審議で、補正予算あるいは予備費等流用しない、そうしたいろんな話の中で、基金だけでいい、そうしたときに、総理はどのようにして——このプラスアルファはきまってるという線はおっしゃっていますが、しかしこれはそういう線はみんな大体見ておられるわけです。そうした場合に、ないそでをどうして振るのか、この点をもうひとつはんとどうのところが聞かしていただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 なかなかむずかしい話で、ないそでをいかにして振るかという、ただいま大蔵大臣からどういうようにしてそでを振るかひとつ答えてほしいと思います。

○水田国務大臣 四百四十億の基金の範囲内でやりくりをつけたというふうな考えでおります。

○近江委員 そこで明確に大蔵大臣から答弁いただいてわかったわけですが、じゃあ私がここで考えておることを総理にお教えしたいと思うのです。お教えというとおかしいですけども、間違っておればまた指摘もしていただきたい。この基金の予算には、当初から私ははからくりがあると思います。まず韓国との契約は十年間に二億ドル、毎年平均約二千五百万ドル、これはここに私も資料を持っております。すなわち七十二億と書きまわっているわけです。ところがここの予算は、大体私の聞くところによると、八十四億、すなわちここの十二億の上積みがある。タイとマレーシアの額は大体二十四億程度と思いますが、この工事の關係が年度内には使えそうにない、台湾の曾文水庫も工事が非常におくれているので、大体予定されている四十五億のうち二十五億は残りそうに

思います。それを合計すると、大体七十二億、いままでいろいろと話がありました大体二千五百万ドルにびたり符合するわけです。総理にとつては、二千五百万ドルは地獄に仏かもしれないが、しかし当初から、適切でないかもしれないが、そうした水増し予算を組んだその責任、それと私は別のものだと思うのです。そうした予算を組んだ責任はすべて柳田総裁と経企庁長官に私はあると思うのです。このお二人の責任を総理大臣としてどのように追及されますか。(笑声)

○佐藤内閣総理大臣 どうも笑うことじゃないように思うのですが、私ちょっとわからないのですが、私どもしばしば経済協力にこういうことをしてほしいと申ししても、予算がありませんという、それができない。いわゆるないそででは振れない、こういうことです。一々総理がその予算の運用あるいは流用まで指図はいたしませんので、そこらにはひとつ事務当局からこの皆さんから与えられた権限の範囲内でどういふものをくふうし、流用あるいは運用をしていく、かように御了解を得たいと思います。私自身どももそこまで一わかりませんが、それはわからぬでもないではないかと思いますが、御了承を願います。

○近江委員 きょうは限られた時間でありまして、私もこここでいろいろ突っ込みたいのですが、次に進みます。

いづれにいたしましても、このインドネシアに対する経済援助というものは各般のそうした情勢から見まして、まあ七、八千万ドルでは終わりますうにならぬように思います。きのう宮澤長官は微妙な発言をなさっていると思うのです。とりよなについては、政府手持ちの古米を援助に振り向ける、そういう可能性もあるように受け取れるわけですが、私はかつてそういうことについて閣議でそういうことが話題に上がったことも聞いています。ですが、実際にそのような計画が進んでいるのかどうか、その点をひとつお聞きしたいと思うのです。本年で約三百万トンをこえるとも言われておる政府手持ちの古米を処分するということは、日

本、インドネシア双方にとつて私は適切な処置ではないか、このようにも思っておりますが、その場合の問題は、日本の米は御承知のとおり非常に高い、そうした場合に食糧管計に生じるそうした赤字処理の問題が大きな問題になってくると思うのです。その間の事情をひとつお聞きしたいと思っています。

○宮澤国務大臣 私は、古米を振り向けることがあるかもしれないとは実は申し上げませんでした。ケネディラウンド関係の食糧援助の金を、予算を持っておりまして、インドネシアは食糧等の援助を受ける資格がありますから、それも一応法的には使用が可能だ、こう申し上げたのでございます。現実には古米をどうするかという問題は、ただいま御指摘のように、金の問題が第一非常に問題でございますし、それから米の問題もあらうかと思ひます。したがって古米を出すということは、具体的に政府部内で議論になったことはいないように私は承知しております。

○近江委員 時間がありませんので進めますが、ところで、こうした賠償とかまた経済援助といふものは非常にうまみがある、世間ではこのように言っておられるわけです。昨日も三木外務大臣が、この委員会の答弁で、日本、インドネシア両国の自薦、他薦のそうした業者たちが数多く外務省にも出入りして困っている、こうした旨の発言をされたわけですが、総理にはまことに気の毒であります。佐藤氏といえ、だれでもやはりいさんの岸さんと思ひ出す。その岸さんといえ、またインドネシアを思い出すわけです。それだけにまた経済援助は特にシビアな立場に立たなければならぬ、このように思ひわけです。そのために、もう一度十年前の三十四年二月十三日における予算委員会での総理大臣岸信介氏と木下産商をめぐってのインドネシア賠償汚職の質疑が行なわれたことを思い起こしていただきたいと思います。佐藤総理も、当時たしか蔵相だったと思いますが、その席にいらしたと思ひます。当時インドネシアは、オランダの海運会社KMPを接収したわ

けであります。島嶼間の連絡内航船が極度に不足しておったので、わが国に緊急の援助を求めた。そういう事情のもとに、わが国として賠償基金を担保として木下産商によって船舶九隻、二十八億四千二百萬円の供与がなされた。国会で問題となったのは、この船舶でありましたが、インドネシアに回航もおぼつかない老朽船であったが、新造船を上回る法外な値段でこれをインドネシア側に売りつけた、そういう疑惑であります。しかしながら大山鳴動結局何も出なかつた。しかし、これらの船舶は、国会での疑惑を裏づけるかのようになり、当初から役に立たず、いまなおジャカルタのタンジュンプリオク港に廃船同様の姿で、わが国のそうした不明確な取引のモニメントのように保留されたままである。このような事実を総理大臣は知っていらつしやいますかどうか。この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 私はそういう詳細を知りません。

○近江委員 このような事例をあげれば切りがないわけですが、私はここに外務省の第五次賠償調査団の報告書を持っておりますが、この中に賠償プロジェクトのむざんな現状といふものが数例あげられておる。総理はたぶん読まれたことだと私は思ひますが、そうしたことについて、具体的な事例をあげて所感をひとつ伺いたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 これは先ほど来、今回の経済援助につきましても、国民から疑惑を受けるようなことがあつてはならないといふことを強く申し上げ、また政府の態度等も明確にいたしてきたつもりでございます。ただいま言われますような第五次賠償についての報告、これもまだ全部私は読んでおりません。読んでおられませんが、言われる、また御指摘なさる点は大体わからぬではございませんから、こういうような不正、汚濁等がありまして、国民から不信を買ひ、こういうようなことがあつてはならないと思ひます。どうしても政治の信頼を高める、こういうことで最善を尽くしていかなければならないと思ひます。また

先ほど来、今回の商品援助というものはそういうことの起こりやすい危険もあるんじゃないか、こういうことが各党の質問者からも指摘されております。したがって、政府におきましても、そういう点について十分留意するつもりでございまして、万全を期して間違いないようにいたしたい、かように思っております。

○近江委員 総理も確かにお忙しいし、そうした点でこまかいところまで知らなかったとは思いますが、しかし大事な国民の血税がいかに使われているか、そういう点において私はつづきに知っておいてもいいか、こういうふうな思いです。私がこの報告書を見て、その中で特に抜粋した二、三の点をここで総理にお知らせしたいと思ふ。一つは、マルタブラ製紙工場の資材は、六〇年五月に現地に着いたが、どういうわけか発電機二台は四年も海中に沈んだままである。二つ、ラワン及びデンパサル紡績工場は、工事中止のまま、機械の大半は野ざらしのまま腐食にまかしてある。三つ、プラウアウトの合板工場も、六〇年契約のものが、資材は野積みにされたままである。四つ、シンブル紡績工場は、六五年一応の完成を見たが、機械や部品が四年近くも放置されていたため、半分以上が腐食したり、盗難にあい、フル運転は不可能である。これは外務省の報告書からの抜粋です。とにかく賠償とか経済援助の実態というものは、一、二例をあげてみれば、このようなものですね。ですから、金さえ渡せばあとはどうでもいい、またもらえばどうでもいい、あとは知らないというのが、いままでの賠償援助の実態ではなからうか、このように思うわけです。またインドネシア賠償のそうした取り扱い商社というものは、政界の大ものと特に関係があるとも言われておりますが、数社で大半を占めている。まことに奇妙なことが行なわれている。このことについては、同友会や経団連は——私はレポートを持っておりませんが、このレポートで、今後はクリーンビジネスにしなければならぬ、裏を返せば汚れたビジネスとさげすんでいるわけです。

ういったことを言っていけば切りがないと思ひますが、総理は、過去の援助の実態をどのように感じておられるか、感想をひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 過去の援助、それは目的を達したのもありますが、目的を達しなかったものもある。またわが国から進出して、中途はんばで工事が進捗していないもの、骨組みみだけできていたようなビルも見えてきた、これは私自身が見てきたのでございまして。したがって、そういうような目的を果たさない、成果のあがらないような援助はこれからはしてはいけません。またそれは、先ほどいろいろ社会党の堀君とお話をいたしましたように、お互いに、日本側も注意するが、受け入れる側におきましても厳正に注意していただきたいし、十分効果があるように持っていくべきです。もちろん私も余る金、そういう金を湯水のように使う気持ちにはございせん、これはほんとうに尊い金を使うのでありますから、受けるインドネシア側におきましても、日本側のこの気持ちに即したように有効にこれを使ってもらいたい、かように思ひます。私はスハルト大統領といふ点で話し合ひをいたしました。その意味におきましては、二回の会見はたいへん役立つと思ひます。私は、インドネシアを訪問した際、スハルト大統領と懇談し、さらにまたスハルト大統領を日本に迎えて、そうして賠償、さらにまた経済援助、これが役立つようにしようじゃないか、そういう意味でお互いにさらに商社その他についても特別な厳選をして、間違ひの起らないようにしようとする直話を果たしたしたのであります。私はそういう点でたいへん効果があったように思ひます。今後行なわれる経済協力におきまして、ただいままでのような指弾を受けるとかあるいは不信を買うような、そういうことがないように、この上とも努力するつもりであります。

○近江委員 いまのはプラントでありますからまだ追跡もできるわけですが、先ほどから話

にも出ておりましたが、消費財となればそれでもきないわけですね。したがって、ここでプラントすら満足にチェックもできないところに、消費物資がどしどしおくり込まれるということ、まことに国民としてはそれはおそろしい限りなんです。この点について総理として所感をお聞かせしたいわけでありまして、またそうした過去のあやまちを再び繰り返さないための制度上のそうした措置を今後どのように講じていかれるつもりか、まずその二点についてお聞きしたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 これも先ほど堀君や中村君にお答えしたので、近江君にもお聞き取りいたしましたと思ひます。大体経済協力というものは、技術協力あるいは開発援助、こういうようなものを主体とすべきだ、B Eというような制度は特別な場合でない限り行なうべきではないということを申し出ておりますから、本来の経済協力の筋は御理解がいただけたと思ひます。そうして消費財の商品援助をする場合の心組、これは先ほど来いろいろ申し上げたのであります。しかし、それにいたしましても、B Eになりますと、いわゆる向こうの商社に切符を売るか何かを売るか、売りつけるわけでありまして、商社が今度は商品を扱うわけでありまして、十分効果的にいくかどうかという一つの問題もあると思ひます。しかし経済を安定させるには確かに効果があるだろうと思ひますし、特に不足している物資あるいはインフレで高くて困っている、こういうような物資が選ばれて援助の商品になりますから、確かに経済効果はあがると思ひます。さらにその上に特殊な商社だけがもうけることのないように、またそういうものが、日本でもブローカーその他によってその利益が占められる、こういうことのないように、理屈のつくことなら関係の者がうけたからといってとかかく言えませんが、しかし、そこで政治不信を買う、こういうようなことがあつてはならぬ、かように思ひますので、なかなか一々チェックすることは困難な事柄のように思ひますけれども、たてまえとして、またお互いの気持ちとして

て、十分抜い者にもこの点が納得がいき、理解してもらえように政府はさらに努力するつもりでございまして。

○近江委員 たいだいの説明では、私は現在のそうした経済援助というものが、再びそうした愚を繰り返さないという保証は感じることにはできないわけですね。そうした援助効果というものが測定できる十分な処置を講じてから私はこの基金法も改正すべきであるし、援助を開始するのが至当だと思ふのです。少なくとも国民のそうした血税を使うにあたっては、それくらいの配慮があつても当然だと思ひます。

ここで私は総理にお聞きしたいのですが、今後援助費の内訳を予算書に計上して、国会において十分審査ができるような法的な処置をとるべきである、私はこう思ふのです。また確定するまでは暫定措置として内容を国会に報告する、そういう義務を課すべきだ、私はこのように思ふのです。が、総理のお考えはどうでしょう。

○佐藤内閣総理大臣 たいだいでございまして、審議ができるように、こういうように思ひましての今回の基金法の改正でもございまして。これならばある程度審議ができる、かように思ひます。しかししつぱにいたしましても、概括的な、総括的な授權を国会から政府がいただいて、その範囲において、法令の範囲において運用していくというものがたいだいのたてまえだと思ひます。したがって、項目、そのどの辺まで審議されるか、たいだいま事業別予算といふものにはまだできるところまで行つておりませんから、予算編成上の問題もございまして、たいだいのところは、いま申し上げるように、総括的な全体としての御審議をいただき、法令によって政府の権限をもってその範囲内で運用していく、かように実は思つております。事後においていろいろの調査等に政府が協力することは当然であります。

○近江委員 もう時間がありますから、あと二点で終わりたいと思ひます。権名通産大臣と振興局長に申し上げたいわけ

ありますが、この六十五年十二月二十八日に船積みされた三千万ヤード、六百万ドルの綿布というものは形式的にはともあれ、実質的には川島借款の綿布そのものであるという事は、ここに経団連のレポートでも明らかにされております。またこの点に就いては一九六六年の六月十二日号の朝日ジャーナルの記事によっても、それは明らかです。そこで大臣は胸を張ってそういうことはありませんとおっしゃいましたが、昨日の発言を取り消すかどうか。また取り消す気がないなら、経団連と朝日ジャーナルに反論できるだけの証拠を提出してもらいたいと思うのです。通産大臣と局長の答弁を求めます。

○小峯委員長 近江君、総理はもういいですか。

○近江委員 けっこうです。

○原田政府委員 その記事は拝見いたしておりますが、川島借款と言われておりますのは、四十年の八月ごろ川島副総裁でございますが、その当時の方々がインドネシアにいらつしやまして、三千七百万ドルにのぼる話し合いをされたわけでございます。その内訳は綿糸二千二百万ドルとその他の商品が一千五百万ドルで、三千七百万ドルと伺っております。しかし、これは全く話し合いだけに終わりました。全然実行されておられません。先生御指摘の六十五年の終わりに出ましたのは、全く別の二年あと払い六百万ドルの綿布の輸出でございます。これは正月を控えてましてインドネシアの風習によりまして、緊急に必要とされる綿布についての輸出が行なわれたものでございまして、その点におきまして川島借款と言われるものとは全然別でございます。

○椎名国務大臣 ただいま貿易振興局長からお答えしたとおりであります。

それから、ちょっと御注意申し上げておきますが、お互いに政治家なんですから、根拠のないことと固有の名称を使ってこういうところで言うべきもんじゃない。以後お慎み願いたいと思ひます。

○近江委員 いまの局長の答弁また大臣の答弁、私もここに経団連のレポートを持っています。実質上は私は言っている。だからはっきりと納得させるだけの資料を出さない。それじゃこの点はこの場で要求しておきます。きょうは時間がありませんから、この問題についてはこれで終わります。

○椎名国務大臣 かつてに雑誌や新聞に書かれたことに對して、一々私は責任を負うわけにいかぬから、あなたから要求があつても、私はその要求には応じない。

○近江委員 その間の事情の納得させるだけの資料を提出してもらいたい。

それからその次に昨日の追加質問として外務大臣にお聞きしたいわけですが、六五年の我が国のインドネシアに対する焦げつき債権を増大せしめた原因というものは、情勢の判断が非常に甘かったのではないか、このように思うわけですが、この証拠として、第五次賠償調査団の報告書を私はここで指摘したいと思うのです。調査団は六五年の十二月一日から四日までジャカルタに滞在しておりますが、その報告書に、現地日本大使館の見解として次のように報じているわけでありまして、「インドネシアの外貨動向は、既に一年以上に亘って赤字を続けているにも拘らず、統計上の数字に出ない外貨が相当あつて、これ迄の我が国に対する借款の返済もこの種外貨によつて行われた模様である。一〇月分、一一分の返済が遅れたのは、九・三〇事件の余波による一時的なものか、或は一層根本的な原因によるものかについて、あと二、三カ月間様子を見なければならぬ。い。こうした場合が出てくるわけでありまして、こうした判断、いふならば、非常に甘い、誤った判断によつて焦げつきを一そう大きくしたということとは明らかです。その点について、外務大臣として、また当時大使でおられたのは官房長と思ひますが、この点についての責任をどのように感じていらつしやるか。これは、民間だったらたいへんな責任だと私は思ひます。この点について答弁願

いたいと思ひます。その答弁によつて終わります。

○三木国務大臣 四千五百万ドルのリファイナンスがございました。そして、昨年は六千万ドルの援助。そういうふうな援助を世界各国がインドネシアに対して与えなければならぬようになったのは、インドネシアの経済情勢の見通しを誤つたのではないかと御質問のようでありまして、あゝいう新興国というものは経済的にまだ安定の基礎ができていない。したがつて、そのときのリーダーというもののやり方によつては常に不安定な状態を一气にかもし出すような弱点を持っています。すでに安定したような基礎の上に立つておるならば、見通しはつきましますけれども、安定した条件は全然ないのですから、そういう点で見通しが甘かつたではないかと言われれば、そのとおりだと思ひますが、見通しをちゃんと立てることはなかなか容易ならぬものだと思います。結局は、多少の——やはりそういう点では日本自身としても石橋をたたいて渡るような形での援助というものはなかなかできにくいのではないかと、そういう面がありますから、これは、甘いと言えども、甘いけれども、容易なものではないのです、というのをお答えでございます。

○近江委員 それでは、以上で終わります。

○小峯委員長 佐野進君。

○佐野(進)委員 いままでいろいろ質問がありましたが、私は最後の質問者だということでございます。私は最後の質問者だということでございます。早く終わるようにとめたいと思ひますので、答弁もできるだけ簡単に要を得てお願ひしたいと思います。

〔委員長退席、宇野委員長代理着席〕

外務大臣に御質問いたしたいのですが、海外経済協力については、UNCTADの会議の結論として、国民総生産の一分を海外経済協力に回すのだということがいろいろの場合に強調されているわけですが、この前の質問のとき、大臣に、私は、外務省が昨年八月作成した資料に基づいて、そ

ういうようなことについてどう考えるかということをお聞き申し上げましたが、大臣は、そんなことは知らない、事務当局のほうでそういうものを新聞記者のほうに発表したことはある、こういうことを言われているわけですが、あとの質問に関連がありますので、この経済協力五カ年計画というもののについて、大臣はその後やはり何も知らないというふうな御返答であるのかどうか、この際ひとつお聞きしたいと思います。

○三木国務大臣 やはり、日本の海外経済協力は計画的に考えていく必要があるでしょうが、そういう意味において外務省も——これは各省ともそうだと思います。一体今後どのように海外経済協力というものはふやしていかなければならぬのかという作業はありますけれども、これは外務省から外務省の案であるということのみならず正式に外に出せるような案はできていないということでございます。公式な外務省の案ではないということですが、作業はいたしておることは当然のことだと思ひます。

○佐野(進)委員 そうすると、外務大臣は、この一分達成についてはどのようなお考えであるのか、この際お聞きしたいと思ひます。

○三木国務大臣 この数年間という短期間を限つて一分に持つていくということは、なかなか容易でないと思ひます。ことに、国際収支上にも問題が起つてくる年もあつて、その年その年の経済的な事情もございまして、日本の経済で、数年間という時間を限つて、国民総生産の一分に向かつて年度の計画を立てるのには、今日の条件というものはまだ整っていない、しかし、方向としてはそれに向かつて進んでいくことが国際的責務を果たす道である、しかし、何年間という期間を政府がいまここで述べるには、日本の経済的諸条件はまだ整っていない、こう考えています。

○佐野(進)委員 それでは、総裁が、昨年の十二月二十五日号の「政府の窓」における座談会で、この一分は国の公約である、したがつてこれを果た

さないことは不都合きわまるというような表現の発言をしておられます。ジュネーブ会議においてこのことを国の公約としてわが国は世界に約束しておる、こういうことを言っておられるのです、いまの外務大臣の発言と若干違ふようですが、ひとつ総裁の見解を聞いておきたいと思ひます。

○柳田参孝人 ジュネーブに参りまして、UNCTADの第一回の会議に列席をいたしました。その際に、日本が協力をしないということで非常な反響を各方面から受けたわけですが、ことに、東南アジアの諸国からもそういう非難を強く受けたわけでありまして、そのときに、朝海政府代表が日本に帰られまして、池田総理とお話をなすつたあとでジュネーブに参られまして、そして、その決議に賛成をされたわけでありまして、これは日本の国の持つてゐる一つの大きな約束だと私は思つております。ただし、これをいつ達成するかというところは、ただいま外務大臣のお話のとおりだろふと思ひまして、日本の経済の諸条件がもう少しはつきりしませんでした、年次計画によつてこれをどういうふうに進捗させるかというところは確言することが非常に困難ではないかと思ふ。私は、座談会の際にもそういう意味で話をいたしました次第であります。

○佐野(進)委員 外務大臣に御質問しますが、私のいま質問しようとしてゐるところは一時的な御答弁をお伺いしようとしておるのではないのです。私は、UNCTADにおけるそれぞれの取りきめ、いわゆる国際的な取りきめは外務大臣の所管になると思ふのですが、これが国の公約として世界に対して責任を果たさなければならぬというふうなことを、総裁が、国の代表として私は行ったからそういうことについてはというところで、いま胸を張つて答弁をされておるわけですが、そうすると、こういうような取りきめに対して、大臣は日本の国会の承認をお求めになりましたか。この点ひとつお伺いしたいと思ふのです。

○三木国務大臣 国民所得の1%、最近の総生産の1%、このことは条約のような拘束力はないわけですが、道義的な拘束力を持つてゐる。国際的にいふのは決議が行なわれるわけですね。その決議といふものは国連においてもただけ行なわれるか、数限りなく行なわれるわけでございます。これに對して、条約ではないけれども、それに賛成するといふことは道義的な責任を持つてゐるわけでございます。国民総生産の1%というのは決議ですから、これに日本は賛成をしたわけですが、留保条件をつけたけれども賛成をした。これを一国会の承認を受けるべきものであるとは私は考へません。しかし、いわゆる南北問題といふものが、後進国に對して先進国ができる限りの援助を行なつて、そして先進国と後進国との格差を是正するといふこと、このことはもうどの国においても否定される考え方は世界にないとは私は思ふのです。これは国会においても、そういう南北問題の解決のために努力するといふこの考え方が否定を受けるとは思ひません。ただし、どういふ年限においてやるかといふことについていろいろ政策上の判断はあるでしょう。したがつて、これが国会の御承認を受けるべき事項だとは考へておりません。

○佐野(進)委員 おかしいんですね、いまの御答弁は。私はだから要點だけをお話を願ひたいと申し上げておる。抽象的な御答弁を受けようとは思ひません。柳田総裁が、1%は国の公約である——国の公約といふことは対外的に、道義的であつても何にしても、世界に對して責任を負わなければならぬ問題なんです。しかも国民総生産の1%を提供するといふのです。しかも日本における経済企画庁の長期の見通しによれば、一九七一年度、昭和四十六年度におけるところの国民総生産に對する對外1%という金額は十三億六千三百六十万ドルにのぼるといふのです。巨大な金額ですね。これがわずか、これからの年月にしたところが三年そこそここれだけの総生産にのぼるのです。

〔宇野委員長代理退席 委員長着席〕
去年が六億八千六百万ドルにしかすぎないので、二倍以上になる海外経済協力をしなければならぬという、急激にあらゆる支出項目に比べて最大の伸びを示すこの海外経済協力費に對比して、これを国の公約だとして諸外国に約束してきたことを日本の国民の代表である国会に對して何ら報告をする必要もない、その審議を受ける必要もないといふことは、一国会の外務大臣として正しいとお考えですか。私は、三木さんともあろう方がそういうようなばかげたお氣持ちはないと思ふのです。

○三木国務大臣 これはこういうことなんです。何年の間にそれを達成する、毎年幾らにする、そういうふうなことは各国の経済事情によつて約束できないといふ留保条件をつけて賛成をしたわけですから、これに對して国会の御承認を受ける場合には、予算上の支出が伴つたときにはこれは当然に受けなければならぬでしょうが、年限も切らず、あるいは毎年幾らということも切らずして、南北問題のために日本が努力するといふ決議が国会の承認を得べき事項だとは私は思ひません。このことが具体的になつて、そして予算的に計上されたときには、むろんこれは当然受けなければならぬことであることは申すまでもございません。

○佐野(進)委員 私は実はそのことについても疑義があることは、あらゆる外交上の国民の利益に關係する事項が、いわゆる外交上の一つの慣例に基つて、国会の議決を経ずしてその権限を行使する場合が非常に多い。しかしそれはそれとして、過去の事例の中からやつてきておることはしばしばよくおととして、海外経済協力に關する事項については、その点が非常に飛躍的に増大する問題であるだけに、非常に不備な点があるのではないかと、こういう点を強調したいがゆゑにいまの御質問をいたしておるわけでありまして、したがつて、この点についてはひとつ大臣のほうで、今後の海外経済協力は、その時期時期で予算上の問題となつたときあるいは一つの具体的な問題が出てき

たときだけ審議を得るのだということではなく、憲法上のあるいは法律上の問題として再検討する余地も相當あるのではないかと、こう思ふわけですが、時間もだいたひたちますから、私はその点についてはこの程度にとどめて、次の問題に入つてまいりたいと思ひます。

そういたしますと、海外経済協力は1%程度の目標に向かつて政府はやるのだ、それはしかしいまの現状の中においては非常にむづかしい条件が多い、したがつてこれは単なる努力目標だ。総裁も、国の公約とはいひながら、日本の国の実情に合致して、諸外国の相当激しい非難といふものがあろうとも、国の利益に反してまでこれを通すのではないといふ、いまの外務大臣の答弁と同じだといふことですから私も安心したわけですが、これがしやにむに行なわれるといふことになる、たいへんいろいろな問題が出てくると思ふのです。

そこで、問題を外務大臣に關係したことだけまづ最初にお聞きしたいと思ひますが、そうすると、今度のインドネシアをはじめとする基金法の改正に基つて商品援助を行なうことができるという、その中でいろいろ議論がありました。私はこれは総理大臣に聞くことが妥当かとも思つたのですが、外務大臣にお聞きしたいことは、経済上の事情その他はあつても、なぜインドネシアだけに限定して今度のような六千万ドルの資金を提供するために法律を改定しようとしたのか、その背景について、あとの質問の関連がございまして、ひとつここで御答弁をお願いしたいと思ふのです。

○三木国務大臣 今度の場合はインドネシアが大きな対象になつておることは事実ですが、この基金法の改正は、いまはインドネシアが対象になつたことは事実ではあるが、インドネシアのためというばかりでなくて、基金法自体がもう少し幅広く資金が活用できるということ、私は個人的な見解としては、輸銀のほうは貿易の拡大のために使ひ、基金は、援助といふものを今後これを整備していつて、そういう形で、日本の海外経済協

力というものが、いままでは援助も貿易も一緒になっておったから、これを機会に、この法案というものは将来に向かって整備していくことが日本の海外援助の上において好ましいと、これは個人的見解であります、思っております。

○佐野(進)委員 大臣、午前中の中村さんの御質問を聞いておられなかったからそうおっしゃるのですが、宮澤さんの答弁とまるきり違うのです。宮澤さんの答弁は、いまはインドネシアに限定して、しかし法律というものはそのものだけを対象にしてやるべきでないからいまのような表現になっている、こう言われておるのです。そうすると……(三木国務大臣「そのとおりです」と呼ぶ)いまの答弁は違うじゃないですか。インドネシアに限定することなく、あらゆる地域にもそういうことをやりたいんだ、こういうことでしょう。午前中の速記録を見てごらん下さい。

○三木国務大臣 佐野さん、いま宮澤君ともちょっと自席で手合わせしたのですが、これは法律はどこにでも適用になる。いまの場合はインドネシアということが目標になっておるけれども、基金法それ自体は法律ですから、これは全部に適用になるということで、二人の答弁は食い違いありません。

○佐野(進)委員 私の聞いていたニュアンスとしては、宮澤さんは、法律としては、行政上のためまえからいえば、あらゆるところにと解釈できることが好ましい、ただ、しかし、現在の対象としてはインドネシア以外にそういうことは考えられない、こういう御答弁があったので、そこでいまの外務大臣の答弁とニュアンスがだいぶ違う、少なくともいまの法律を審議している過程の中における問題としては違う、将来の問題は別としても違う、こう感覚的に私は受けとめたわけですね。それは宮澤さんのおっしゃることと外務大臣同じだということですね。(三木国務大臣「同じです」と呼ぶ)

それではそこで御質問申し上げますが、私は、

なぜインドネシアだけについて六千万ドルの援助をひとつこでしようということと法律改正したかという点と関連して、次のことを御質問したいと思ふのです。これは新聞記事ですからそのとおりかどうかわかりませんが、二十三日からインドで債権国会議を開く、これについては、返済繰り延べをするんだ。返済繰り延べということばは、日本は輸銀融資しかりしてありませんからリファイナンスをするということになるかと思うのですが、こういうことで、わが国はインドに対してすでに毎年のように無償援助を含む援助を行ない、本年度においては、本年度を含めて第八次の円借款、いわゆる七千万ドルを行なおうとしておるわけですね。そして、その総額の金額に至りますと、日本は五八年二月から始まる第一次円借款から第七次まで、ことしと去年のを入れないで一千四百六十六億四千万円、これだけの融資が行なわれておる。しかも、インドネシア以上にインド

の国情は悪化し経済情勢の中にある。いわゆるインドネシアはスカルノ時代における放漫といふか何というか、一時の政治的な情勢の中で混乱が起きて今日のような状況になり、日本はこれに対して緊急融資をするということになっておるんだが、インドはもう少し広範な、いわゆるインドネシアは一億、インドは五億の人口を有するわけですから、諸外国への債務は、インドネシアが二十三億ドルに対して八十億ドル以上ののぼると言われ、巨大なる債務を持つておる。このインドの国民の生活の状態とインドネシアにおける国民の生活の状態との程度そこに差があるのかということになると、われわれが見た場合においても、インド国民の生活の悲惨さは、世界最低であると言えられるほどきびしい条件の中に生活している。日本政府はインドネシアに対してのみこのような非常に熱心な討議をしておられるけれども、インドに対してはきわめて冷淡——ということではないが、相当のことをやっておられるけれども、積極的な取り組みをしていない。その根本的な理由はどこにあるのか、この際ひとつお聞きしておきたいと思ふのです。

○三木国務大臣 確かに佐野君御指摘のように、いまのこの時点から見れば、インドネシアの条件に比べてインドの条件というもののほうがきびしいのですが、しかし日本の場合も、金額の点では、やはりインドに対して何年かにわたって非常に大きな援助を与えたわけでありまして、そのときのいろいろな条件で、各国が全部同じような条件ということはむずかしい場合があるのです。そのときそのときのいろいろな条件で一つのその国に對する援助というものは変わってくるということ、それはいろいろなその条件を考へる場合に、いろいろな条件の上の基礎に立つて判断するものですから、インドもインドネシアもどこもかしこもみな同じような条件だと言えない場合がでてくるということとは、やむを得ないと思っております。

○佐野(進)委員 私のお聞きしておることは、インドとインドネシアと、その置かれておる立場は非常によく似ているけれども、むしろインドのほうが、その国民生活の困窮の度合い、日本が對外援助で投じた金額の割合、そういうものから比較すると、相当程度この援助という協力ということについてわが国政府が果たさなければならぬ責務というものが非常に大きい状況になっておる。そういう中においてインドネシアに対してといて六千万ドルの援助を、今度基金法を改正しようということをやっていることに対して、インドに対しては、これがそれ以上の条件にあるにもかかわらず、これに対して具体的な取り組みがない、いままでと同じペースだ。そして先ほど宮澤長官あるいは冒頭私が一部の援助費の問題で御質問申し上げたような経過になっているとき、この取り組みがきわめて弱いではないかというのを御指摘申し上げておるのです。そうすると、その形の中で、債権の繰り延べということについていまこれから債権者会議が開かれるわけ

です。そうすると、これについてリファイナンスの問題がまた当然出てくるわけですが、このインドの経済が今日の状況に立ち至った最大の原因は、実態を無視したプロジェクト、いわゆる重工業に対して力を入れ過ぎたことによつて今日の問題が出ておるとか、いろいろ議論があります。しかしいづれにしても、わが国としてはこれに對して当面債権国会議においてどうするかという問題に迫られるわけですね。このどうするかという問題は必然的にインドネシアの債権国会議以上の問題となつて出てくる可能性を持つわけですね。このとき、これもまた海外経済協力基金の対象になりますよということになったとき、予算上におけるこの金額四百四十億の中でどのような措置ができるわけですか。これは絶対やれないということですか。やれないということであるとするとちよつとおかしいということになるのですが、この点いかがか、お聞きしたいと思ふのです。

○奥村説明員 事務的な話でございますので、外務大臣が前にお答えになりましたことをちよつと補足させていただきますと、インドに對するわが国のいままでの援助、いろいろな協力、その政府間の取りきめは四億ドルをこえる金額になっているわけでありまして、これは相当早い時期から日本はいろいろと力を尽くしてきたわけでございます。いまの御質問でございますが、今度インドについて債権の繰り延べをどうするかということでございますが、去年もおとしも私どもは全体として四千五百万ドル程度の援助を重ねてきたわけでありまして、ことしはおそらくこの四千五百万ドル程度というものは過去の例で申しますと頭にあるわけでございますが、この中で一体どれだけのものを債権の繰り延べでまかなつていこうということになると思いますが、インドとインドネシア、これは窮迫の事情はいろいろあるわけでございますが、インドの場合には、去年、おとしと干ばつで食糧に非常に困つたわけでありまして、

そういうときに、私どもは相当の援助をいたしました。今回の場合は、このインドネシアの援助とは別に、金利は過去は五・五%でございましたが、先ほどから議論がございましたような世界の状況にかんがみて、やはり金利を若干下げてやらないかぬと思っておりますが、しかし、輸銀ペースで融資をする、リファイナンスをする、こういうふうな考え方で臨みたいと思っております。これは過去の経緯、他国との関係で、一貫してそういう扱いが適当であるという考え方を持っておりますのでございます。

○佐野(進)委員 外務大臣、いまお聞きのようなことなんです。いまは大蔵大臣に質問するようなことになったのですが、そうじゃなくて、私は外交上の問題としてお聞きしているわけですから、その点お間違いのないようにしていただきたいと思っております。

いまインドとインドネシアと二つに分けていろいろ説明がありましたが、資料その他いままでの取りきめの経過を見ると、実は全く同じなんです。インドネシアには去年商品供与をいたしました。五千万ドルにこの一千万ドルの贈与を含めて金利を下げるということだけで全然変わりがありません。食糧の緊急援助もいたしております。したがって、私がいま申し上げようとするのは、今回の海外経済協力基金法の改正というものは、単にここでこの基金法はインドネシアに六千万ドルを供与するために、いままでのいろいろな都合な点を是正するために出すということではなく、無限に広がる可能性があるということなんです。このことについて宮澤大臣は、午前中の質問に対して、いま私どもの頭の中にはそういうことは浮かんでおりませんと言っているが、浮かんでおらないのではなくして、浮かび得る条件があるということなんです。ただ、浮かび得る条件があるけれども、いまここでやるかやらないかは政治的な判断になろうということですから、その政治的な判断をおきめになるのは外務大臣ではないかと思っておりますので、私が心配することは、債権国会議における取

りきめその他からいって、この法律が通れば、宮澤さんのおっしゃっているように、ワタは無限に拡大されるわけですね。あとは行政上の措置として、この経済協力基金に予算をつけることによって、政府の判断に基づいて、どこの地域、どこの国に対してもこれと同じようなことをやることとができるということなんです。すなわちそのことは、諸外国のいわゆる経済協力の実績に徴してみても、それぞれの条件は日本が一番きびしいという形になって、それに対応するということになれば、安い金利で長い年限で多額の金をこの基金を通じて支出することが可能になるということでございますから、その歯どめをする意味において、非常に大切なことじゃないかと思っております。御質問申し上げておるわけです。

○三木国務大臣 基金法の基金は予算的な措置を講じなければ出てこないわけですから、そういう点で大きな財政上の制約を受けるので、無制限に拡大するという性質のものではありません。日本には無制限に拡大するだけの財政的な余裕があるとは思いませんから、むしろ諸外国からもう少し援助してくれと言われ言われこれらを拡大していくのがやはり現実の姿だと思っております。いま佐野君が御心配になるように、この基金というものは歯どめがないからどこまでも拡大していくのではないかと、そういう心配は私はしていません。そこまでは拡大しません。やはり日本は、財政上の制約のもとに基金というものがだんだんと拡大していくより現実的には方法はないと考えております。

○佐野(進)委員 インドのはうはどうするのですか。

○三木国務大臣 インドの場合は、日本が輸銀を使つてやるということに対して世銀も同意をしておるようですから、この基金を使う必要はない。輸銀でいけるわけです。

○佐野(進)委員 そうすると、インドに対する問題その他については基金は使わない、基金はインドネシアの今回の援助に限定する、こういうぐあ

いに理解していいわけですね。

そこで、結論に入つてくれという注文もありますので、できるだけ早く結論に入るように努力してまいりたいと思っておりますが、私は一番先に、いまの基金を使つて今度の援助を行うのだということとでございますから、基金ということについて、これは大蔵大臣に御質問いたしたいと思うわけですね。先ほど近江君のほうからいろいろ御質問がありました。政府から提出された資料によりまして、四十三年度の投資計画は、現在のところ一般案件六十億円、韓国、中華民国、マレーシア、タイ、インドネシア等のアジア諸国に対する直接借款三百八十億円、合計四百四十億円の投資が予定されている。こういうことになりました。この四百四十億円のうち六千万ドル、すなわち二百十六億円がインドネシアの物品供与に提供されるということになるわけです。そうすると、残額百二十四億円のうち六十億円が一般予算として留保されたとすると、六十四億円に相対比するのとは、前年度予算の二百九十億円ということになります。いわゆる本年度の海外経済協力基金によるこの海外経済協力については、わずかに六十四億円程度の海外経済協力しかできない、いま言われたような六十四億円程度しか他の経済協力はできないということになりますと非常に少ない。二百九十億円に対して六十四億円というのは、ことしの海外経済協力というものはほとんどやれないので、インドネシアにのみ集中するということになるのですが、この点はどういうことになるのでしょうか。この業務方法書等に関連してひとつ大蔵大臣にお伺いしておきたいと思っております。

○水田国務大臣 いま予想される各国への援助額というものを一応積算してこういう資金の予定を立てておるということでございますが、各国への援助もこの予算の範囲内で今後折衝するということになろうと思っております。

○佐野(進)委員 大臣、私は数字をもって申し上げておるわけです。四百四十億円のうち二百十六

億円、すなわち六千万ドルは商品供与に基づいてインドネシアにやるのだ、そうするとあと二百二十四億しか残らないわけですね、百二十四億円に対して二百億幾らですか、しかし、それにしても去年の二百九十億円に対して非常に少なくなるわけですね。さらに大蔵大臣は、私がこの前質問したときお答えになって、何とかこの予算の範囲内で、この中で、基金の範囲内で、節約して上積みをするのだ、上積みも可能だ、こうおっしゃっている。そうすると、百二十四億が二百二十四億になったとしても六十億とれば、二百九十億が去年の実績ですから、それに相対比して、去年は輸銀と贈与でインドネシア援助をやっておりますから、したがって、ことしは、それよりずっと少なくなるわけですね。そうすると、この基金の中から上積みする分は当然出ないと思っております。出ないどころか、ほかのところが非常に少なくなると思っておりますが、この点はどうか。

○赤澤政府委員 数字の問題でございますので、私から簡単に御説明申し上げます。

ただいまお示しのように、本年度は四百四十億円、それからインドネシア予定分を差し引きますと、先ほどお示しのように百二十四億円という金額になります。このうちの六十億円余りのものを一応一般案件というふうな考えておりますが、昨年度の実績と対比して考えますと、ただいま先生のお話しになりました二百九十億というのは、実は当初の計画でございまして、基金としての実績から申しますと、一般案件が八十五億余り、それから直接借款がだいたい七十八億余り、合計百六十三億となっております。そういう関係からいたしますと、ことしにつきましては、昨年の実行ペースのものよりも計画面上は金額がふえている、こういうことになるわけでございます。

○佐野(進)委員 そうすると、大蔵大臣が御説明になつておるうちに、この基金の範囲内の運用上の問題としてインドネシアの上積みは行なうのだ、こういうことは間違いのないですね。

表現の、一般の銀行ですね。これは事務的な処理だからいたしたことはないんだという答弁です。

私は、事務的な処理ということが、いわゆる輸出銀行は一般の銀行にその事務の一部を委託するといふ形の中で、いま言われたような金融的な機関の中においてもインドネシア政府に供与することによって、そのB E制度を利用して、一般のいわゆるインドネシアの輸入業者がこれを利用するということ、非常に問題が予想されるわけですね。したがって、一般の銀行ということになる

と、この事務の一部を委託された銀行が、実質的にはこの六千万ドルなりあるいはこれから出される多額の金についての権限を掌握する。たとえ事務の一部という形であろうとも、輸出入銀行と対等な形の中において、インドネシアの輸入業者並びに日本の輸出業者との間に立つて一部の権益を独占する可能性があるわけですね。したがって、そういうことはしないんだということでございますが、これもまた法律のたてまえ上でございますから、あとあといろいろ問題が起きるわけですね。だから、ここでお願いしたいことは、この一般の銀行とはいかなる銀行をさすのか、そして、輸出入銀行に相対する一般の銀行ですから、この銀行の果たすべき役割はどのようなものか、この際ひとつ明確に御答弁をお聞きしておきたいと思うので

す。

○権名国務大臣 いま局長からお話したのは、商品の問題についてお話ししました。それから、一般のプロジェクトの問題は、いままでも日本政府に頼むようなことをして、実は政府のほうに頼んだような頼まないような、かつてにこつちに来て、相手方をあさつておつたような関係がありますが、今度は経団連その他の業界の団体があります、その団体にやらせる、こういう方針でまいりますから、いろんな誤解や弊害は起こらないと考えます。

○佐野(進)委員 そういふ問題を起こさないようにするといふ歯どめについて、決意をひとつつ。

○権名国務大臣 起こさないように、そういう点を十分に心して指導したいと思ひます。

○宮澤国務大臣 この点は、せんだつても申し上げましたとおり、業務、つまり判断を伴うようなものを委託するつもりはございませんので、事務だけを委託したつもりでございます。おそろく事務の性質上、為替銀行になりますことは間違いないと思ひます。

○佐野(進)委員 宮澤さん、だから、為替銀行になるということだけでは私はちょっと不安心なものがあつたわけですね。要すれば、この一般の銀行といふことは、その地域のいわゆる輸出入銀行なり、あるいは海外経済協力基金なりが、現地の状態並びにこれらの輸出入業者との関連の中で、なかなか事務的にそれを処理することが繁雑を加えるという意味で、一般の銀行といふ表現を用いたと思うのです。しかし、この際明らかにしておかなければならぬのは、一般の銀行といふばどこでもなるんですね。銀行法の改正によれば、今度はまた統合等が行なわれて、どこでもこれが行なえるということになるんですね。だから、ある特定の輸出業者が特定銀行とタイプアップすることによって、特定の政治家を使つて——そんなことはないといふかもしれませんが、特定の大臣に陳情して、そして一般の銀行の一部に入つたとすれば、海外経済協力基金が年間使つべき——いま四十四億だけれども、あとどのくらいになるかわからぬけれども、その基金の金について、一般の銀行はその事務の取り扱いをすることができるとなるわけですね、この文章上の表現だけにすれば、これはこの審議が終わるに際して、やはり明らかにしておかなければならぬ重要な問題だと思ひます。したがって、その点について、一般の銀行の範囲、特にでき得るならば、輸出入銀行と相対するがごとき形の中において、具体的にここで一般の銀行といふ文字についていささしく解釈を明確にしておかれることのほうがいいのじゃないですか。

○宮澤国務大臣 どういう御心配でございますか、ちよつとはつきり私にのみ込めないうところがございませうけれども、まず事務を銀行に委託する、その銀行といふのは、当然これは為替銀行でなければならぬと思ひますし、何か適当な銀行を、だれかが連れてきて、というふうなことを言われまふけれども、おそらくはインドネシア政府側の名義の預金を扱つていふような銀行でありまふと、事務はうまくいかなないのではないかとと思ひます。

なお、その銀行に委託いたしますときには、基金は経済企画庁長官の認可を受けること、それから会計検査院がその事務の委託を受けた銀行について会計検査をすることができるよう法律に書いておきますので、まずこれで運用誤りないかと思つております。

○佐野(進)委員 すみませんが、これは最初から気になつていふ問題なので、私、基金法の問題で、あまりほかの方々は触れておらないから特に念を入れてしつこくお聞きするわけですが、今度の改正の重要項目の一つになつておるんですね。もちろん、経済の安定に資するとか、物資の輸入のために必要な資金を当該地域の外国政府に貸し付けるとか、それはもうすでにやつていふことに対して、ただ金利を安くするからといふことでそういうことをするといふことだけなんです。いままでの説明を聞いていけば、ところが、この「輸出入銀行のほか一般の銀行」といふ文字は、基金法の重要な改正点なんです。何回も申し上げまふけれども、大臣は心配なされておらないとおしやるのですが、基金ができたのは輸銀から離れてきたわけでしょう。それで輸銀の行ない得ない対象について基金が取り扱ふのだ、こ

ういうことになつて、やつていふわけですね。今度はその基金が、輸出入銀行は提携銀行でいいのだけれども、一般の銀行にその事務の一部を取り扱はせることができるということになるわけですから、この法文の解釈からすれば、どの銀行でも基金としては事務の一部を取り扱はせることがで

きるということになるんですね。あなたがさつき午前中の質問に答えたように、これはどこの地域でもこの条文が適用されると同時に、どの銀行でもいいのですよ。したがって、どの銀行でもいいということになると、いわゆる低利長期の国家資金を特定の銀行を通じてやれるということになるわけですね。これは大蔵大臣いかがですか、この点についてもう少し明確になりませんか。

○宮澤国務大臣 実際問題といたしまして、今度のはポーナスエクスポートになりますので、商品の数が非常にたくさんあると考へておかなければならぬと思ひます。それも一つずつあまり数量が大きくない。そうしますと、これを輸銀だけでやるという、そういうルーティンの手続だけでもたいへんでございますから、やはり銀行にもそういう判断を伴はないことをやらせたほうがいい、こ

う思つておるのでございますが、銀行と書いたのが不安であると仰せられれば、まさか何々銀行と書くわけには事実上まいりませんし、そういうものでもございせんので、国会のこの席での御質問に対して、私も為替銀行のうちしかるべきものを選ぶ、こ

は、先進諸国と発展途上国との間の格差の解消を目ざし、抑圧と不満から生ずる紛争を未然に防ぐという意味におきまして、二十世紀後半の世界政治において最も重要な課題であります。昭和三十

五年十二月に施行せられました本法に對し、まして附帯決議を付して賛成したのも、この世界史の

流れの中で、わが国もその国力にふさわしい貢献をするに心がけを送ったがためでありま

す。しかしながら、今回の法改正は、特定の国を特定の国に肩がわりして行なおうとする点におきま

して、その動機と性格に、反世界史的、反国民的の誤りがあると思ふのであります。すなわち、南北間

の格差の解消は世界平和に通ずるがゆゑに、先進諸国の理解と協力を得た上で、の国連中心主義で

行なわれるべきものであります。しかるに去る四十二年九月、わが国がイニシアチブをとりまして

いわゆるコンソーシアムを結成し、同じく債権国であるはずのソ連、中国等を除外し、ひたすら現在の

スハルト政権にてこ入れをする、こういうふうなことは、国際協力による南北間の格差解消とい

う世界史の流れに逆行すると考えるものでありま

す。基金法の目ざす東南アジアの開発と援助を待つ

国々は、ひとりインドネシアのみならず、インド、ビルマ、それにカンボジア、ラオス等、しかりであり

ます。にもかかわらず、三十五年の施行以来、最大の貸付け国は韓国と台湾であります。いままたさ

らにこれにインドネシアを加えるということは、中国を取り巻く反共体制の確立を目ざしたもので、

いわゆる佐藤・ジョンソン共同声明の中国敵視政策と軌を一にするものであるとあります。ベトナム戦費の増大によるドルの不安、そしてそのドル

ナム戦争によるドル防衛の肩がわりというのでは、これは納税者である国民の利益に相反すると思ふのであります。

動機において反国民的であり、性格において世界史の流れにさからうというこの改正に對し、まして反対する第一の理由です。

振り返りまして、いまから十年前の一九五八年四月に発効した賠償協定以来のわが国とインドネ

シアの関係を、主としていうところの経済協力について見た場合はどうなつておるか。

賠償協定、緊急援助の贈与、円借款、さらにリファイナンス合計が実に一千九百九十八億にのぼ

ております。しかしこのような巨大な援助にもかかわらず、委員会の審議でも取り上げられま

したように、百メートルの多目的ダムが、建設が変更になりまして、六十メートルに変更を余儀なく

されておる。これは単なる洪水調節用にすぎない事態になつておる。百九十隻の船が、喫水線が浅過

ぎたり、故障を直す部品がなかつたりして、百五十隻が岸壁につなげられておる、たゞひとモニ

メントやホテルだけがむなしく建つておる、しかもその裏側には数々のスキャンダルが見えつ隠れ

つておるといふことは、国民衆知の事実であり

ます。おそろくスカルノ時代とは違ひ、スハルト政権に入つた今後は期待できるとあるいは言いたい

のでありましようけれども、これまでのどぶに捨てようなものといわれた援助の実態と、何よりも

それをささえる利権構造が根本的に変革し得るといふ保証が一体あるであらうか。

これまで審議の過程で明らかになりましたが、昨年の六千万ドルの援助に對するルピアの積み立て金の大半は、軍人を含む政府職員

の給料に充てられた事実、この法案の通過を待つて直ちに正式契約されるであらうといわれ

ておる八十億ルピアにのぼるジープ、ステーションワゴン、救急車などの軍需品、これは、インフ

レを抑制し、民生を安定させることと一体何の関係があるであらうか。これが今回改正の商品援助とい

う名のもとに行なわれることであり、少なくともこれまで、百

メートルのダムがかりに六十メートルになつても、なおかつそのあとに残るものがあつたのであり

ますが、これと比べまして、商品援助といふことは、実にでたらめな時代逆行を物語るもの、このよ

うにいわざるを得ないのであります。さらに、焦げつき債権救済のリファイナンス、

その商社からの政治献金のことについては、すでに言及されておりますが、最近スマトラのラ

ンボン開発に非常な期待を寄せられておるアラムレヤ将軍が参りまして、スハルト大統領の親書を

携えてまいりましたが、これが外交ルートを通じてきたというこの事件が起つたのであり

ますが、これは従来のやり方、そしてまたその底にある利権構造といふものが決して改まったもの

と思へない象徴的な事柄ではないか、このように考へておるわけであり

ます。第三に指摘しなければならぬのは、経済外交を唱へながら、はなはだ場当たり的であり、便宜

的なまづきがあると思ひます。スハルト大統領が初めての外国訪問に日本を選

びまして、政治生命をかけて援助の増額を申し入れたといわれ

たおるが、確答を得られないまま帰国したわけであり

ますが、先月末、セダ大蔵大臣は、経済的報復措置をとると語りまして、他

国に例を見ない〇・四〇の大使館査証料をわが国から徴収することが通告されて

おります。これはマニラにおける日本商社の営業停止と並びま

す、東南アジア各地における対日感情をいみじくもあらわしたもので

はなからうかと私は思ふのであります。スハルト政権が新外資導入法をとりながら、旧

宗主国であるオランダ等に対しては接収財産の返還を進めて以来、将来の債務返済の原資となる

べき銅、すず、ニッケル、ボーキサイトなどの資源は、資本間の冷厳な鉄則によりまして、現在ア

メリカ、カナダ、西ドイツなどの巨大会社によって独占開発権がも

とられ、内水面宣言により日本漁船の安全操業はいまだに確立されておら

ない状況でございます。これが、日米対等のパートナーシップでアメリカと同額の三分の一を負担す

るといふ高価な代償の事実であらうと思ひます。むろんアジアの唯一の先進国であるといふのも

事実であらうかと思ひますが、しかしながら、それと同時に、生産力においては世界第三位、しか

し国民所得においては第二十一位であるのも現実であります。私はあえて、この足らない社会資本

とか、倒産する群小の会社、低所得に苦しむ諸階層、これを放置してまでなげ出すのかといふ、多少次元の低いことは申すつもりはございません。しかしながら、先進国の一員として、それにふさわしい経済援助は、当然しかあるべきでござい

改正の動機、その性格、はたまた内容、いささつ、そのねらい、これをいずれをとりましても、経済援助の持つ本来的な性格から見まして、世界平和、国際協調、善隣友好、国家利益、国民の利益、こういったものとは縁のないというふうに私は考えまして、反対の討論を終る次第であります。(拍手)

○小峯委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 私は民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案になっております法案に賛成の討論を行ないたいと思ひます。(拍手)

従来の海外経済協力につきましては、その方法等につきましても種々難点があるわけでございますけれども、ただいま問題になっておりますインドネシアその他の低開発国の救済の非常に急務なることを考えまして、これに賛成をいたしますけれども、今後こういう国々の経済援助が能率的に行なわれて、いやくもその間わが国の国民の皆さんから指弾を受けることなきよう、十分な配慮を政府に要望いたしまして、賛成の意思を表明いたします。(拍手)

○小峯委員長 近江已記夫君。

○近江委員 私は公明党を代表いたしまして、海外経済協力基金法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行ないます。(拍手)

近年、わが国の国際的地位が向上したことから考えると、政府も民間企業も一致協力して発展途上国に経済援助を推進しなければならぬことは申すまでもありません。経済援助の成果は、一方においては、発展途上国の工業化の傾向に應ずるプラント輸出や中間製品の輸出の拡大となり、他方においては、わが国の不足する原材料や燃料等の確保に貢献するところがきわめて大きいものがあります。したがって、アジア諸国に対する経済援助は、相互援助の理念に基づくアジアの繁栄と、今後のわが国の経済発展のためにも、重大な意味を持っているのであります。

しかしながら、わが国の過去の経済援助はとかく汚職の疑惑に包まれ、またそれとららはらの関係

にある援助の非効率がつきまといつていたのであります。このことは、国会の委員会でも再三問題になったことから明らかなところであります。

また、審議の過程で明らかにしたように、賠償調査団の報告書の中でも、多くの賠償プロジェクトが当初の計画に反してむざむざの結果に終わった例が列挙されております。これらの例は形の残るプラントであるからまだ追跡できるが、どこにどのように消えてしまいかかわからない消費財となれば、それも不可能であります。プラントすら満足にチェックできないところへ、その上に消費物資がどんどん送り込まれたら、これまでの不始末の上塗りをするという、まことにおそろしいことになります。

いま述べたように、汚職の疑惑といい、非効率といい、政治モラルもさることながら、制度上、運用上の欠陥に大きく原因があると思うのであります。

経済同友会の経済援助についての政府に対する勧告の中にも、わが国の援助資金は、産投から輸銀や基金の資金の補てんとして計上されるだけで、その後は政府が自由に使つて、国会審議を経る必要がないような制度になっている、アメリカでは、対外援助費は予算に計上され、議会やマスコミで活発に討論されていることを考え合わせると、わが国のそれは、議会制度を無視した、まことに非民主的な制度であると述べているのであります。

現在のようない政府の非民主的な、また汚職を生みやすい体質を前提とすると、一見きれいごとのような外観を有するこの法改正の内容は、このような政府のゆがめられた運用を通じて、まさに汚職奨励法ともなりかねないのであります。

法の目的とするところを真に効果的に達成するためには、その前提条件として、援助費の予算化と援助行政の一本化という制度自体の根本的是正と、この制度を運用する政府与党の政治姿勢を改めることが絶対不可欠であると信ずるのであります。

以上の理由により、本案に反対し、討論を終わ

ります。(拍手)

○小峯委員長 これにて討論は終局いたしました。

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小峯委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。(拍手)

おはかりいたします。本案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小峯委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小峯委員長 次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時五十五分散会

昭和四十三年六月一日印刷

昭和四十三年六月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局